

東根市公共下水道事業経営戦略
(令和8年度～令和17年度)

令和8年3月改定

東根市上下水道部上下水道課

目次

第1章. 経営戦略の改定.....	1
§1. 経営戦略の改定.....	1
§2. 経営戦略の位置づけ.....	2
§3. 計画期間.....	2
第2章. 下水道事業の概要.....	3
§1. 下水道事業の概要.....	3
1. 下水道事業の沿革.....	3
2. 下水道計画の概要.....	3
3. 施設概要.....	9
§2. 汚水処理概要.....	9
§3. 下水道の普及状況.....	10
1. 人口の状況.....	10
2. 処理水量の状況.....	12
3. 整備状況.....	13
§4. 下水道の収入にかかる状況.....	15
1. 使用料.....	15
2. 他会計繰入金.....	18
§5. 下水道の支出にかかる状況.....	19
1. 維持管理の状況.....	19
2. 企業債償還残高・企業債償還金.....	20
§6. 組織体制.....	22
§7. 民間委託の活用等.....	23
§8. 公共下水道事業のPR活動.....	23
第3章. 下水道事業の現状と課題及び解決方針.....	25
§1. 汚水処理の普及拡大に関する現状と課題及び解決方針.....	25
1. 現状と課題.....	25
2. 課題の解決方針.....	25
§2. 浸水対策に関する現状と課題及び解決方針.....	27
1. 現状と課題.....	27
2. 課題の解決方針.....	27
3. 東根市雨水管理総合計画.....	28
§3. 下水道施設の適正な維持管理及びストックマネジメントに関する現状と課題及び解決方針.....	29
1. 現状と課題（汚水事業）.....	29
2. 課題の解決方針（汚水事業）.....	30
3. 現状と課題（雨水事業）.....	32

4. 課題の解決方針（雨水事業）	33
§4. 危機管理体制に関する現状と課題及び解決方針	34
1. 現状と課題	34
2. 課題の解決方針	34
§5. 経営状況の現状と課題及び解決方針	35
1. 経常収支比率	35
2. 累積欠損金比率	36
3. 流動比率	37
4. 企業債残高対事業規模比率	38
5. 経費回収率	39
6. 汚水処理原価	40
7. 施設利用率	41
8. 水洗化率	42
9. 有形固定資産減価償却率	43
10. 管きょ老朽化率	44
11. 管きょ改善率	45
第4章 経営の基本方針	46
§1. 公共下水道事業経営の基本方針	46
§2. 公共下水道事業経営の具体的施策	46
第5章 投資・財政計画	49
§1. 有収水量予測	49
1. 行政区域内人口	49
2. 処理区域内人口	49
3. 水洗化人口	50
4. 有収水量	50
§2. 整備計画の整理	51
1. 新規整備費	51
2. 管きょ改築事業費	51
§3. 収益的支出予測	52
1. 維持管理費及び人件費等	52
2. 減価償却費	52
§4. 収益的収入予測	52
1. 使用料収入	52
2. その他財源の考え方	53
3. 損益及び資金残高の見通し	53
§5. 資本的支出予測	54
1. 建設改良費	54
2. 企業債元金償還金	54

§ 6. 資本的収入予測	55
1. 企業債	55
2. 受益者負担金.....	55
3. 他会計補助金.....	55
4. 国庫補助金	55
5. 補填財源について.....	55
第 6 章. 効率化・経営健全化手法の整理.....	58
§ 1. 投資に関する取り組み	58
1. 広域化・共同化・最適化.....	58
2. 投資の平準化.....	58
§ 2. 財源確保に関する取り組み	58
1. 使用料見直しに関する事項.....	58
§ 3. 投資以外の経費節減等に関する取り組み.....	58
1. 官民連携	58
2. 職員給与費に関する事項.....	58
3. 動力費に関する事項.....	59
4. 修繕費に関する事項.....	59
5. 委託費に関する事項.....	59
第 7 章. 経費回収率の向上に向けたロードマップ.....	60
第 8 章. 事後検証・改定等の検討.....	61
1. 経営戦略の見直し.....	61
2. 経営戦略の進捗管理.....	61
○用語集	62

第1章. 経営戦略の改定

§ 1. 経営戦略の改定

「経営戦略」とは、公営企業が将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することを目的とした中長期的な経営の基本計画です。

本市では、経営環境の変化に対応し、将来にわたって安定的かつ持続的に公共下水道サービスの提供ができるよう、投資試算（施設・設備に関する投資の見通し）と財源試算（財源の見通し）を均衡させた投資・財政計画を柱とする、中長期的な経営の指針となる「東根市公共下水道事業経営戦略」を令和3年3月に策定しました。

策定から5年経過した現在、汚水事業については、整備率及び水洗化率ともに微増傾向にあり、雨水事業については、雨水幹線整備の進捗が見られたところです。しかしながら今後は、施設の老朽化が進行し、維持管理や点検調査、改築・更新に係る費用が増大する一方で、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれ、限られた財源の中で施設等の更新を実施し、健全な経営の継続に努める必要があります。

総務省は、各地方公共団体に対して、ここまでの経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、策定後3年から5年以内に改定を行うことを要請しています。

このことから、事業及び地域の現状と将来の見通し等を踏まえた分析を行い、「経営戦略策定・改定マニュアル（総務省令和4年1月改定）」を踏まえた経営戦略の改定を行うものです。

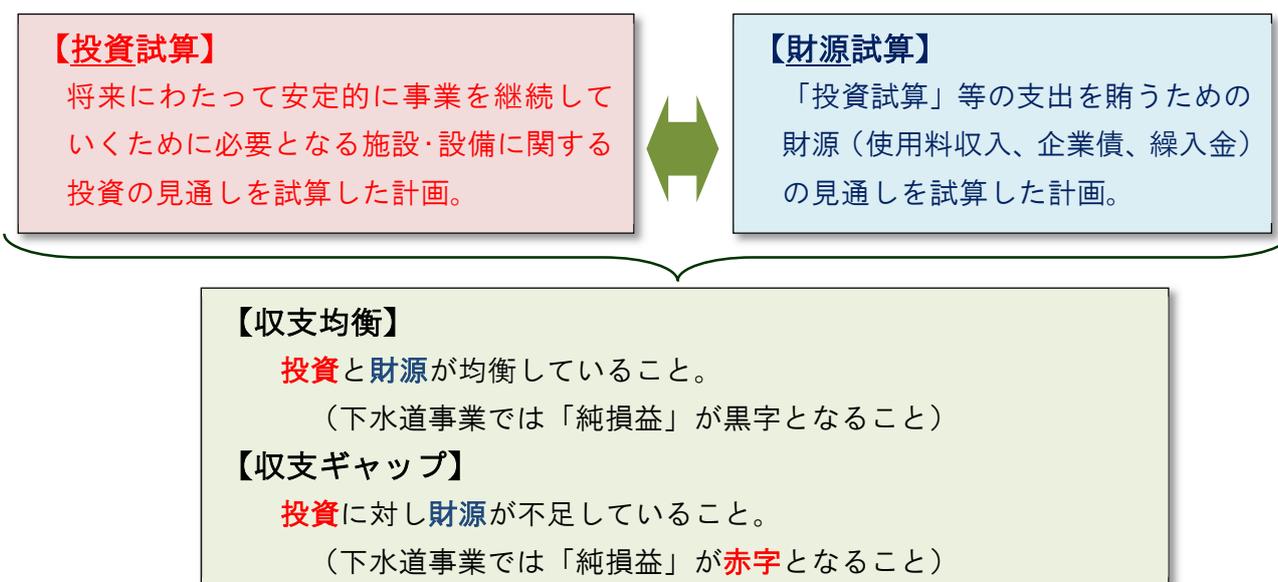


図 1-1 「経営戦略」における「投資資産」「財源試算」と「収支均衡」

「東根市公共下水道事業経営戦略」は総務省通知「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成26年8月29日付）や「「経営戦略」の策定推進について」（平成28年1月26日付）、「「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日付）、「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31年3月29日付）に基づいて策定しています。

§ 2. 経営戦略の位置づけ

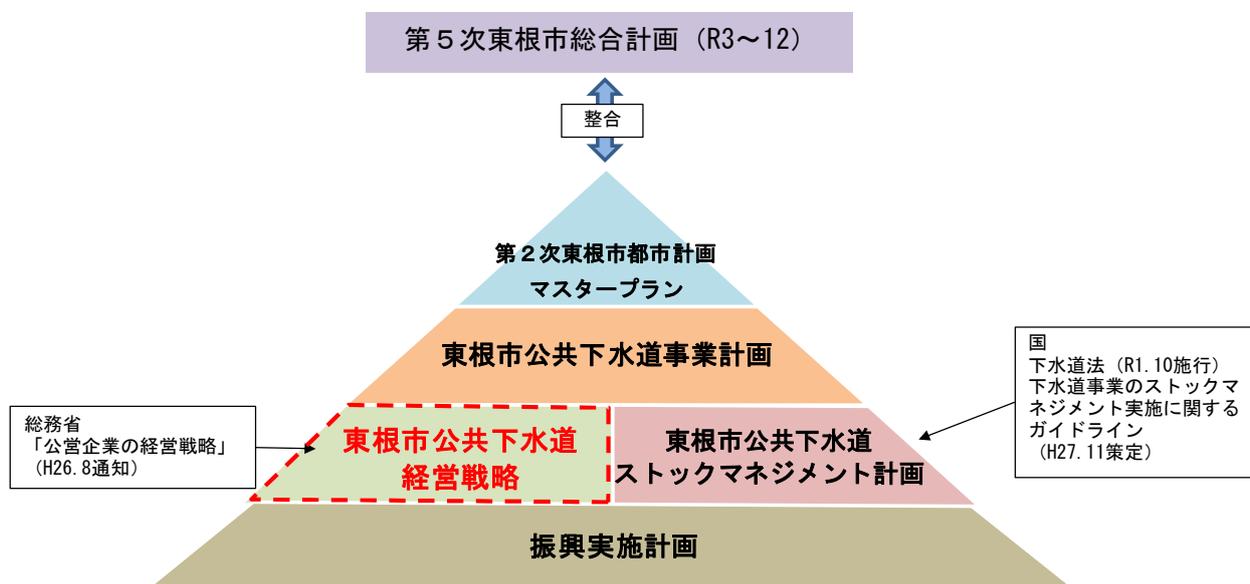


図 1-2 経営戦略の体系図

計画名	事業の概要
①第5次東根市総合計画	総合計画は東根市のまちづくりに関する最上位計画。市発展の方向性と その実現のために必要となる施策の基本方向を明らかにするもの
②第2次東根市都市計画 マスタープラン	東根市の都市計画に関する基本方針を示す計画。将来都市像や土地利用 の方向性、都市施設の整備方針などを体系的に整理するもの。
③東根市公共下水道事業 計画	整備・運営に関する具体的な事業計画として、整備区域、施設計画、整備 手順・スケジュール、概算事業費等を定め、上位計画の方針に沿って 計画的な事業推進を行うための指針となるもの。
④東根市公共下水道事業 経営戦略	計画期間を10年とし、投資資産（施設・整備に関する投資の見通し）と 財源資産（財源の見通し）を均衡させた中長期的な経営の指針となる計 画。
⑤東根市公共下水道スト ックマネジメント計画	既存施設の健全度や劣化状況を踏まえ、点検・調査結果に基づく修繕・ 更新を計画的に実施するための中長期計画。
⑥振興実施計画	上位計画に掲げた施策や事業の実施年度、事業規模、事業内容を定めた 計画。計画期間は3年とし、毎年度見直しを行う。

§ 3. 計画期間

令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

第2章. 下水道事業の概要

§ 1. 下水道事業の概要

1. 下水道事業の沿革

都市の基盤施設である下水道は、雨水の排除による浸水の防止、トイレの水洗化等による生活環境の改善に大きな効果を発揮しています。また、昭和45年には下水道法が改正され、これらの役割の他に河川、湖沼等の公共用水域の水質保全という新たな役割が加えられ、自然環境の保護、水資源の確保を図るため、下水道整備の必要性は極めて高いものとなっています。

このような背景から、昭和51年度に東根温泉地区、長瀬地区及び神町地区を対象として東根市公共下水道事業に着手しました。昭和56年には村山市・河北町とともに最上川流域下水道（村山処理区）にて整備することが効率的であったことから、最上川流域下水道（村山処理区）東根市流域関連公共下水道として事業を進め、昭和62年7月に一部区域の供用を開始しました。

2. 下水道計画の概要

1) . 汚水計画

汚水事業は、日塔川、白水川、村山野川等によって分割され、14処理分区で形成されています。処理施設である村山浄化センターは、最上川流域下水道（村山処理区）の終末処理場として、東根市、村山市、尾花沢市、河北町、大石田町、天童市の4市2町の汚水処理を標準活性汚泥法により処理しています。

現在、汚水事業は全体計画区域1,942.1ha（目標年度：令和12年度）、事業計画区域1,914.3ha（目標年度：令和12年度）を対象に事業を推進し、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図っています。

2) . 雨水計画

雨水事業は、昭和40年代から神町地区を中心に整備を開始し、白水川左岸、村山野川右岸などの雨水排水幹線の整備を行い供用開始しました。

現在、雨水事業は全体計画区域1,191.0ha（目標年度：令和12年度）、事業計画734.5ha（目標年度：令和12年度）を対象に事業を推進し、浸水被害の防止・軽減を図っています。

なお、進捗している雨水対策工事として、令和8年度に長瀬調整池の整備が完成予定であり、白水川右岸第二幹線及び村山野川左岸第一幹線については継続して整備を進めています。

表 2-1 下水道計画の概要

項目		全体計画	事業計画
目標年次・事業期間		令和12年度	令和12年度
行政人口(人)		47,500	47,500
処理区域(ha)		1,942.1	1,914.3
計画人口(人)		44,500	43,900
下水排除方式		分流式	分流式
計画汚水量(m ³ /日)	日平均	18,944	18,798
	日最大	22,517	22,342
	時間最大	36,581	36,285
雨水排水計画	排水面積(ha)	1,191	735
	流出量算定式	合理式	
	確率年	7年	
	降雨強度公式	$I = 3150 / (t + 20)$	
	60分降雨強度	39.4mm/hr	
	流出係数	0.45~0.65	

出典：東根市公共下水道事業計画（令和7年度策定）

なお、本市の公共下水道事業計画は、山形県が策定した「最上川流域別下水道整備総合計画」及び本市下水道事業計画の上位計画に当たる「最上川流域下水道事業（村山処理区）事業計画」の計画フレームや計画諸元等との整合性を図りながら策定しています。

【汚水計画】

全体計画面積 1,942.1ha

事業計画面積 1,914.3ha

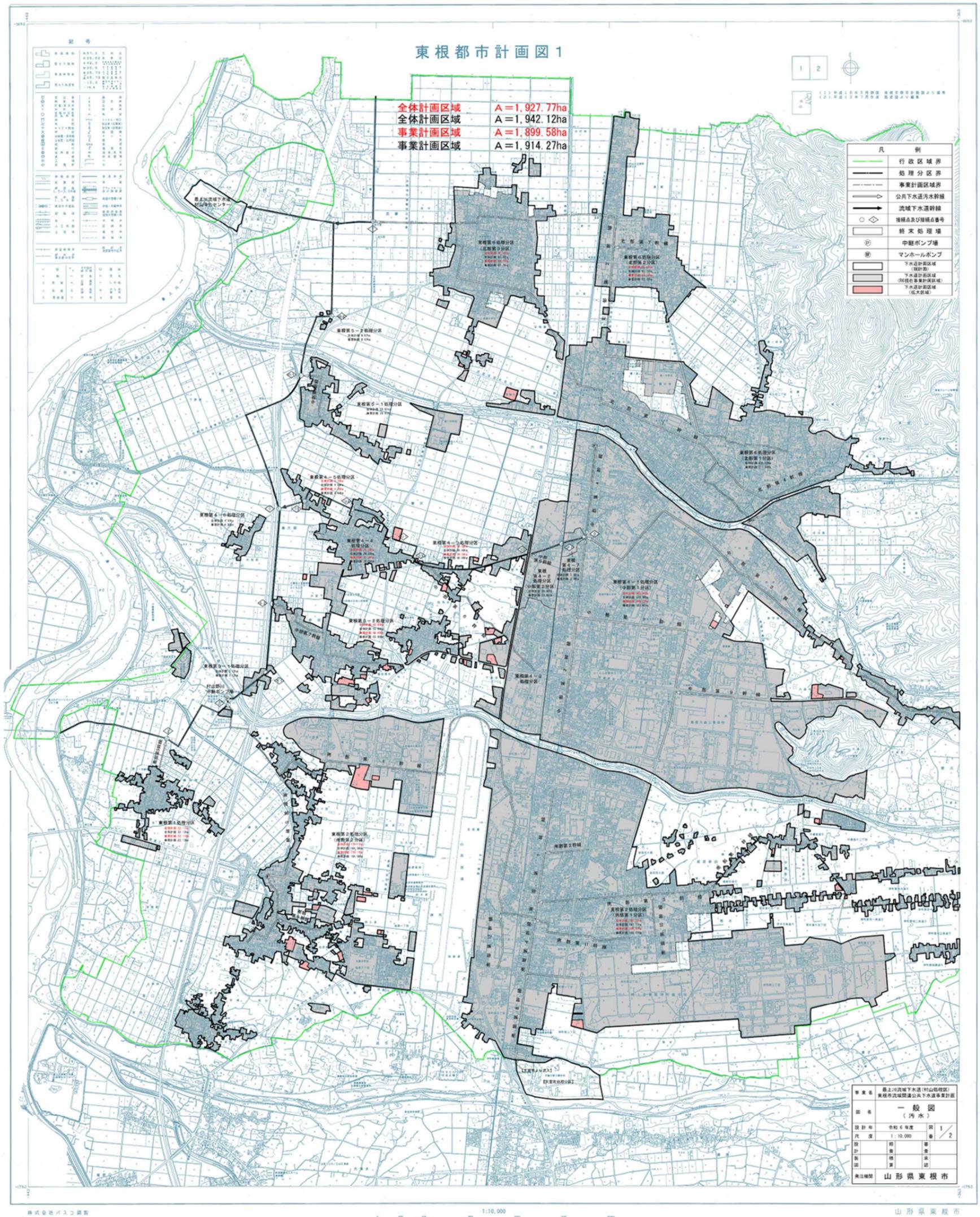


図 2-1 計画一般図(汚水) (1)

【汚水計画】

全体計画面積 1,942.1ha

事業計画面積 1,914.3ha

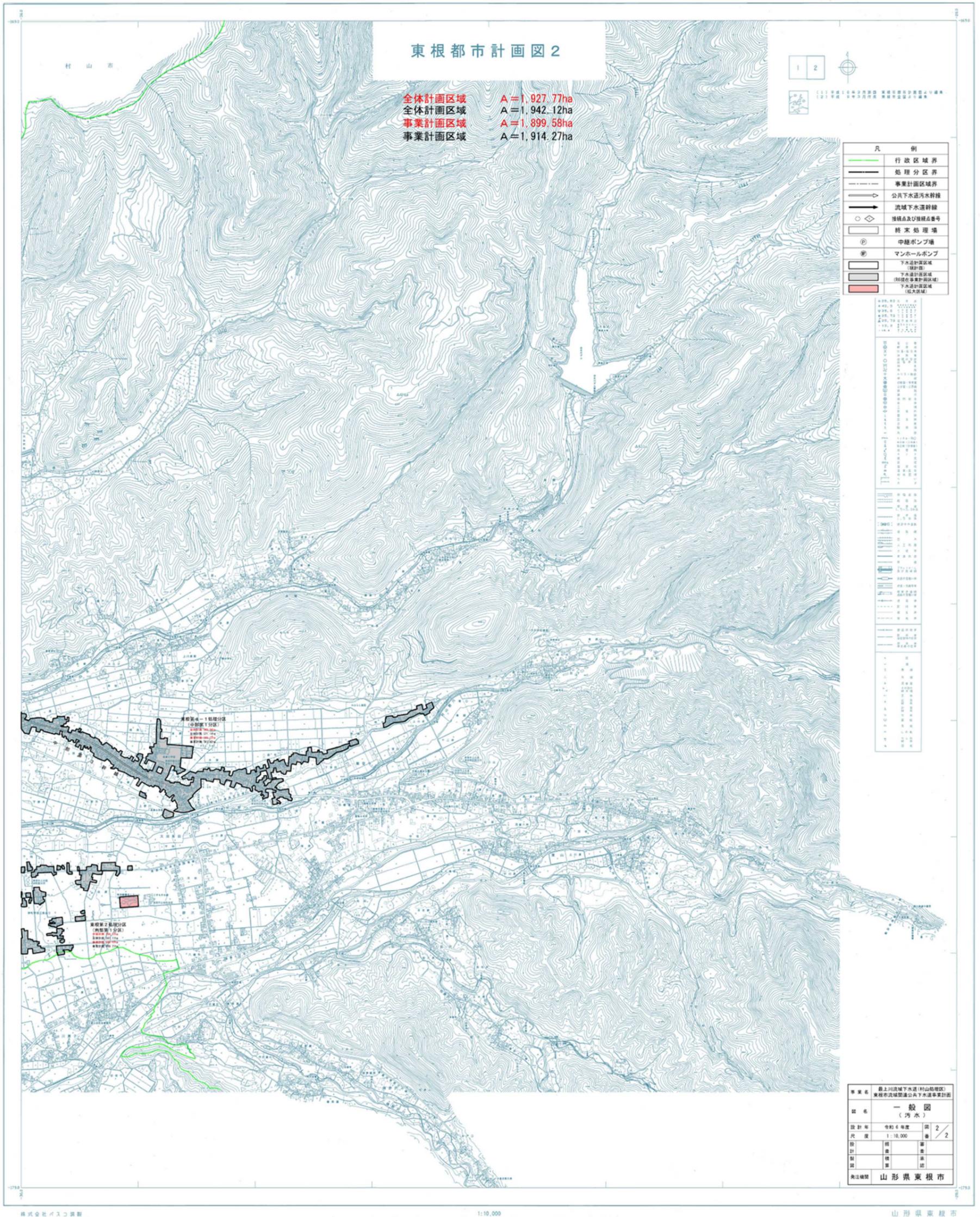


図 2-2 計画一般図(汚水) (2)

【雨水計画】

全体計画面積 1,191.0ha

事業計画面積 734.5ha

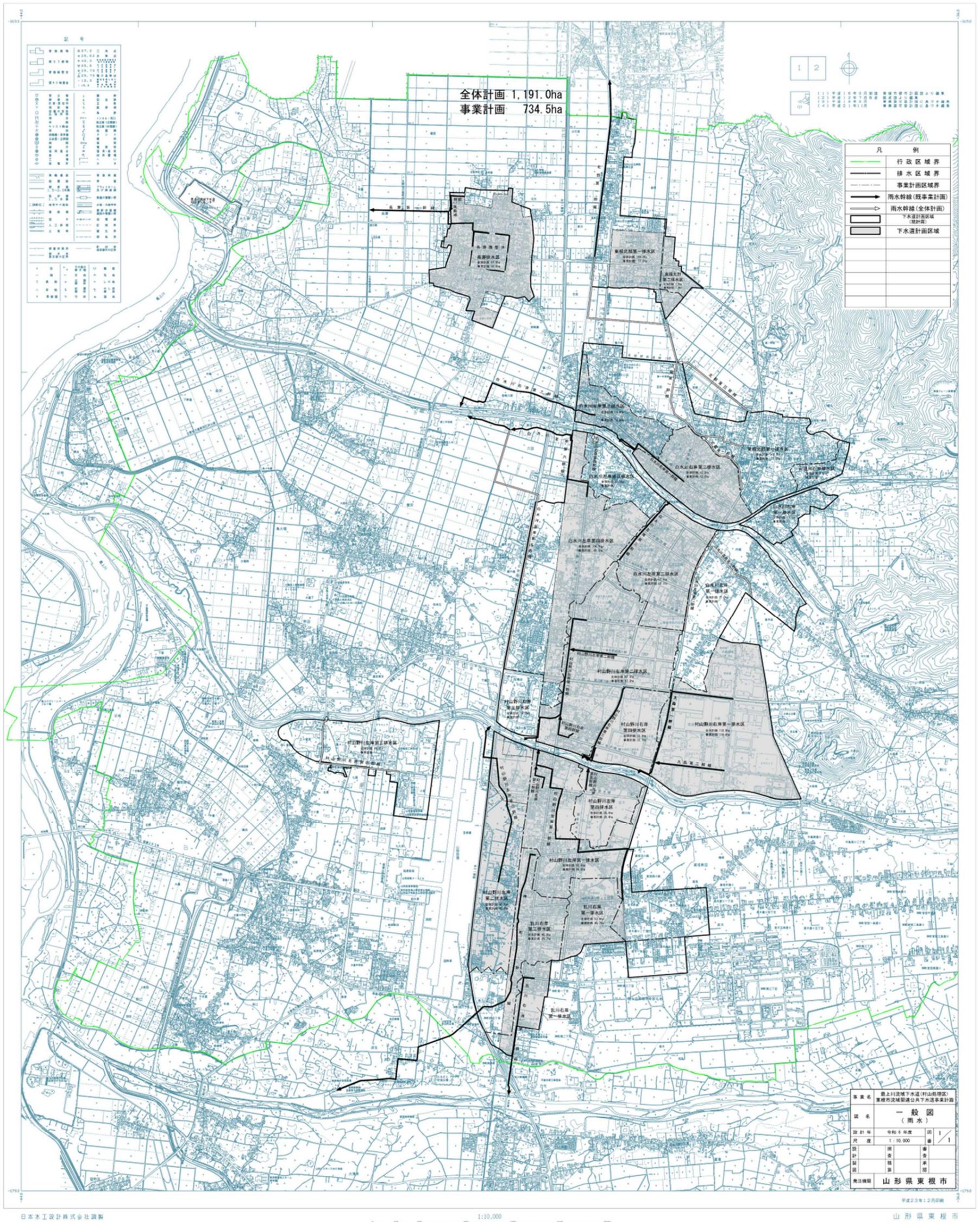


図 2-3 計画一般図(雨水)

3) . 計画経緯

最上川流域下水道（村山処理区）東根市流域関連公共下水道の事業経緯を以下に示します。

表 2-2 東根市公共下水道事業の事業経緯（下水道関連）

	下水道事業認可	備考
当初	昭和 51 年 7 月 31 日 建設省形都下公発第 6 号 汚水 217 ha 雨水 180 ha 昭和 58 年 3 月 31 日迄	
第 1 回	昭和 56 年 10 月 13 日 指令下水第 5653 号 昭和 63 年 3 月 31 日迄	・最上川流域下水道(村山処理区)に編入
第 2 回	昭和 61 年 7 月 30 日 指令下水第 13 号 汚水 217 ha 雨水 217 ha 平成 4 年 3 月 31 日迄	・汚水幹線位置の変更 ・排水区域変更 ・都市下水路を雨水幹線に編入
第 3 回	平成 2 年 4 月 23 日 指令下水第 59 号 汚水 432 ha 雨水 217 ha 調整池 12,400 m ² 平成 8 年 3 月 31 日迄	・フレーム値変更 ・区域拡大(汚水) ・事業期間延伸
第 4 回	平成 7 年 2 月 10 日 指令下水第 149 号 汚水 970 ha 雨水 530 ha 平成 14 年 3 月 31 日迄	・区域拡大(汚水・雨水) ・事業期間延伸
第 5 回	平成 12 年 1 月 20 日 指令下水第 13 号 汚水 1,025 ha 雨水 589 ha 平成 14 年 3 月 31 日迄	・区域拡大(汚水・雨水) ・事業期間延伸
第 6 回	平成 13 年 8 月 3 日 指令都計第 11 号 汚水 1,338 ha 雨水 589 ha 平成 19 年 3 月 31 日迄	・区域拡大(汚水) ・事業期間延伸
第 7 回	平成 18 年 3 月 14 日 指令都計第 33 号 汚水 1,587 ha 雨水 657 ha 平成 23 年 3 月 31 日迄	・区域拡大(汚水・雨水) ・事業期間延伸
第 8 回	平成 20 年 3 月 26 日 指令都計第 33 号 汚水 1,587 ha 雨水 657 ha 平成 23 年 3 月 31 日迄	・白水川右岸第一の幹線位置の変更
第 9 回	平成 22 年 3 月 26 日 指令都計第 22 号 汚水 1,741 ha 雨水 657 ha 平成 28 年 3 月 31 日迄	・区域拡大(汚水) ・事業期間延伸
第 10 回	平成 27 年 3 月 31 日 下水第 339 号 汚水 1,875 ha 雨水 657 ha 令和 3 年 3 月 31 日迄	・区域拡大(汚水) ・事業期間延伸
第 11 回	平成 30 年 11 月 12 日 下水第 241 号 汚水 1,875 ha 雨水 657 ha 令和 3 年 3 月 31 日迄	・排水施設の点検の方法・頻度の記載
第 12 回	平成 31 年 3 月 15 日 下水第 357 号 汚水 1,875 ha 雨水 735 ha 令和 3 年 3 月 31 日迄	・区域拡大(雨水) ・雨水幹線ルート変更
第 13 回	令和 3 年 3 月 8 日 下水第 283 号 汚水 1,900 ha 雨水 735 ha 令和 8 年 3 月 31 日迄	・区域拡大(汚水) ・雨水幹線ルート変更 ・事業期間延伸
第 14 回	令和 8 年 3 月 予定 汚水 1914.3ha 雨水 734.5ha 令和 13 年 3 月 31 日迄	・区域拡大(汚水) ・事業期間延伸

3. 施設概要

東根市の公共下水道事業は、山形県が事業主体となる流域下水道に接続する形で運営されており、市内に終末処理場を保有していません。このため、市が管理する下水道施設は、汚水管きよ、マンホールポンプ施設等を中心とした管路施設が主体となっています。市内で発生した汚水は、これらの施設により適切に集排水された後、流域下水道施設へ送水し、最終的な処理が行われています。

§ 2. 汚水処理概要

東根市における汚水処理に関する概要は以下のとおりです。詳細な分析については、次項に示しています。

表 2-3 事業規模の推移と概要

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口（人）	47,657	47,836	47,816	47,556	47,495
処理区域内人口（人）	43,560	43,894	44,048	43,980	43,995
水洗化人口（人）	40,729	41,107	41,317	41,319	41,345
経常収支比率（％）	102.6	100.3	100.8	100.8	100.8
経費回収率（％）	99.9	99.6	100.1	100.0	100.2
年間有収水量（m ³ ）	3,861,351	3,897,424	3,890,540	3,928,867	3,922,826
汚水処理原価（円/m ³ ）	172.9	173.8	172.5	173.4	173.7
水洗化率（％）	93.5	93.6	93.8	93.9	94.0
有収率（％）	82.5	85.7	84.6	84.7	80.1
使用料単価（円/m ³ ）	172.6	173.1	172.7	173.5	174.1
下水道整備率（汚水）（％）	89.4	89.9	90.2	90.4	89.9
下水道整備率（雨水）（％）	64.1	64.1	64.2	64.5	64.6

出典：決算統計

§ 3. 下水道の普及状況

1. 人口の状況

行政区域内人口は、令和6年度47,495人で、直近の5年間の推移を見ると近年は減少傾向です。

下水道処理区域内人口は、令和6年度43,995人で直近の5年間で435人増加し、下水道処理人口普及率は92.6%に増加しています。

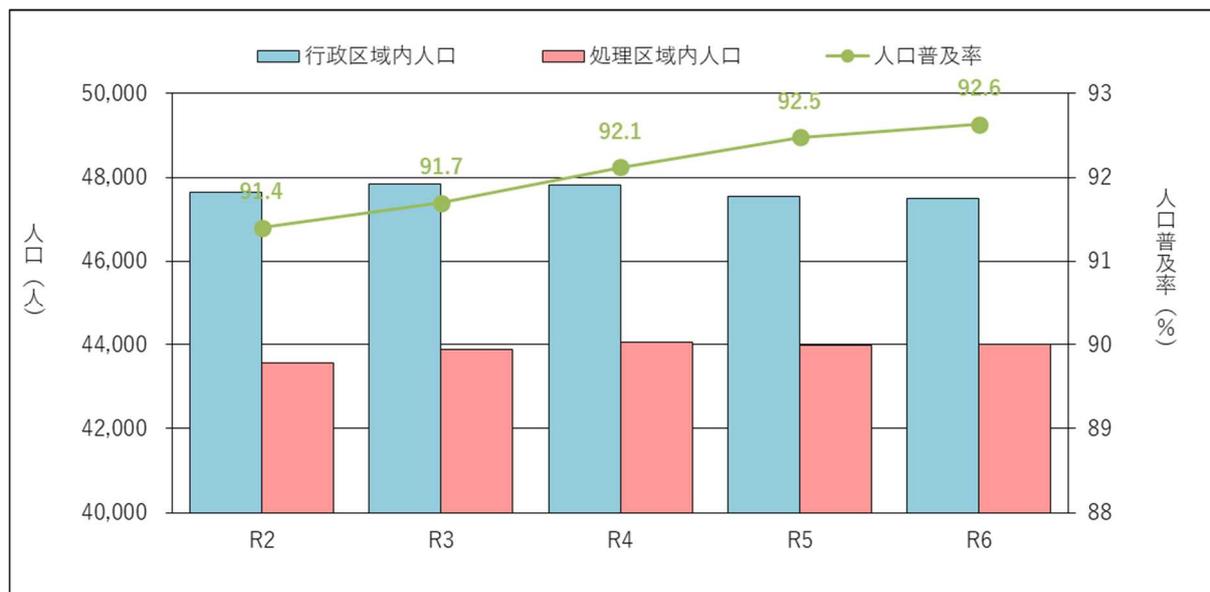


図 2-4 行政区域内人口と下水道処理区域内人口の推移

表 2-4 普及率

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口 (人)	47,657	47,836	47,816	47,556	47,495
処理区域内人口 (人)	43,560	43,894	44,048	43,980	43,995
人口普及率 (%)	91.4	91.7	92.1	92.5	92.6

出典：決算統計

水洗化人口は、令和6年度41,345人で、直近の5年間で616人増加し、水洗化率は94.0%と増加しています。

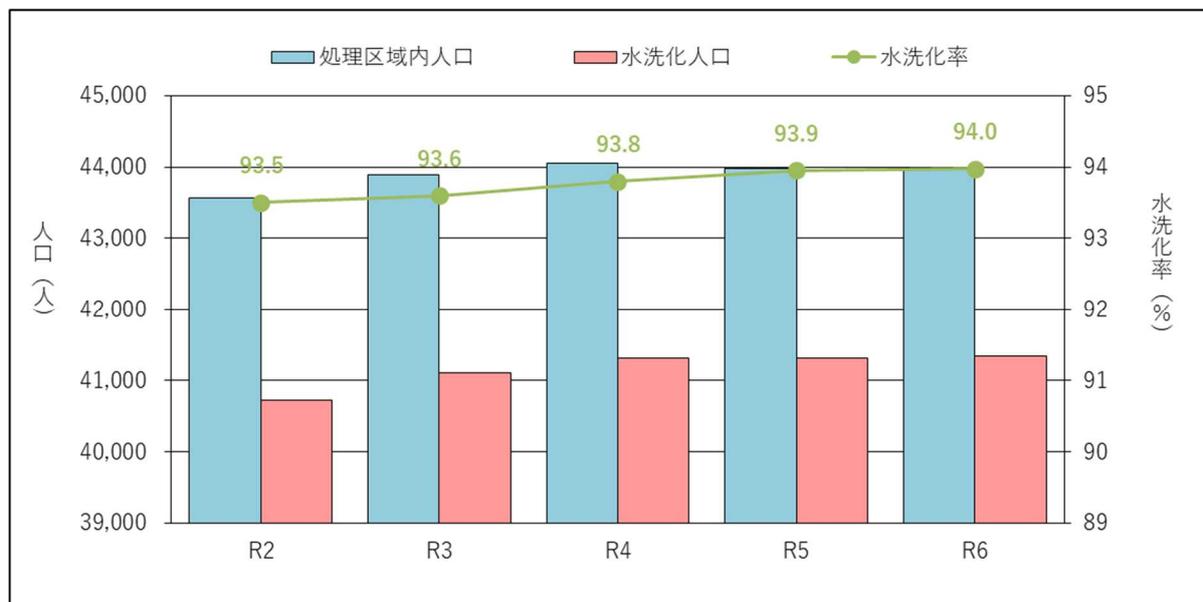


図 2-5 水洗化人口と水洗率の推移

表 2-5 水洗化率

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
処理区域内人口 (人)	43,560	43,894	44,048	43,980	43,995
水洗化人口 (人)	40,729	41,107	41,317	41,319	41,345
水洗化率 (%)	93.5	93.6	93.8	93.9	94.0

出典：決算統計

2. 処理水量の状況

下水道処理区域内人口の増加に伴い、処理水量は増加傾向にあり、令和6年度で4,897,790 m³となっています。また、水洗化人口の増加に伴い、有収水量は増加傾向にあり、令和6年度で3,922,826 m³となっています。有収率は、直近の5年間の推移を見ると低下傾向にあり、令和6年度では80.1%となっています。

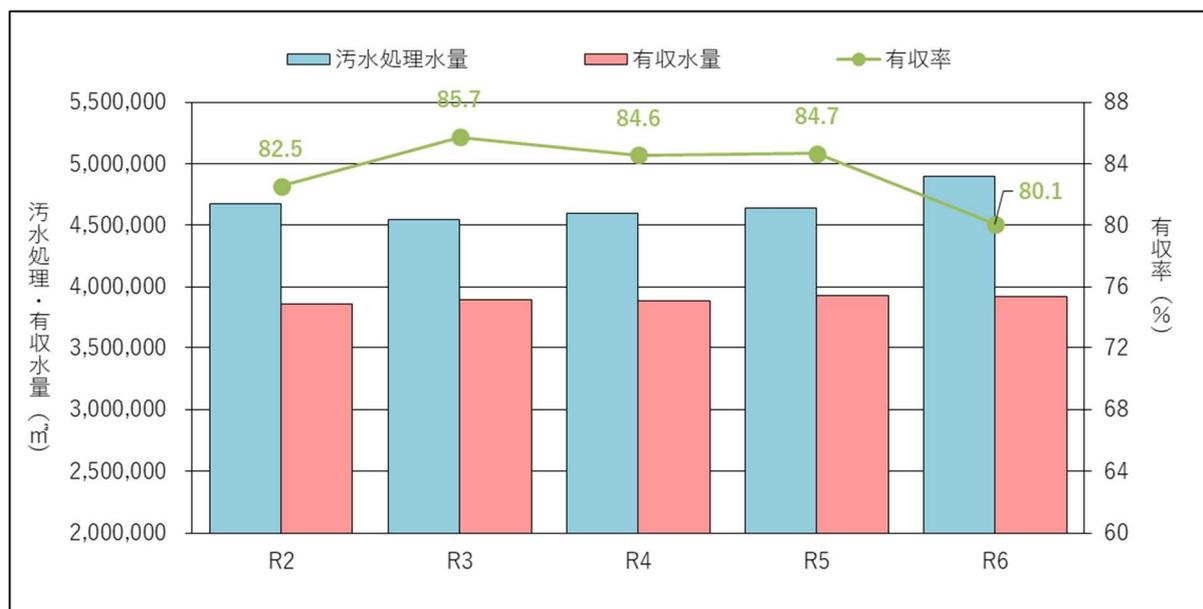


図 2-6 処理水量と有収水量の推移

表 2-6 有収水量

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
汚水処理水量 (m ³)	4,678,598	4,545,284	4,599,875	4,640,584	4,897,790
有収水量 (m ³)	3,861,351	3,897,424	3,890,540	3,928,867	3,922,826
有収率 (%)	82.5	85.7	84.6	84.7	80.1
水洗化人口 (人)	40,729	41,107	41,317	41,319	41,345
1日1人当り有収水量 (ℓ/日・人)	0.259	0.260	0.258	0.261	0.259

出典：決算統計

3. 整備状況

汚水の整備面積は、令和6年度で1,721.0haで事業計画面積1,914.3haに対する下水道整備率（汚水）は89.9%となっています。

雨水の整備面積は、令和6年度で474.3haで事業計画面積734.5haに対する下水道整備率（雨水）は64.6%となっています。

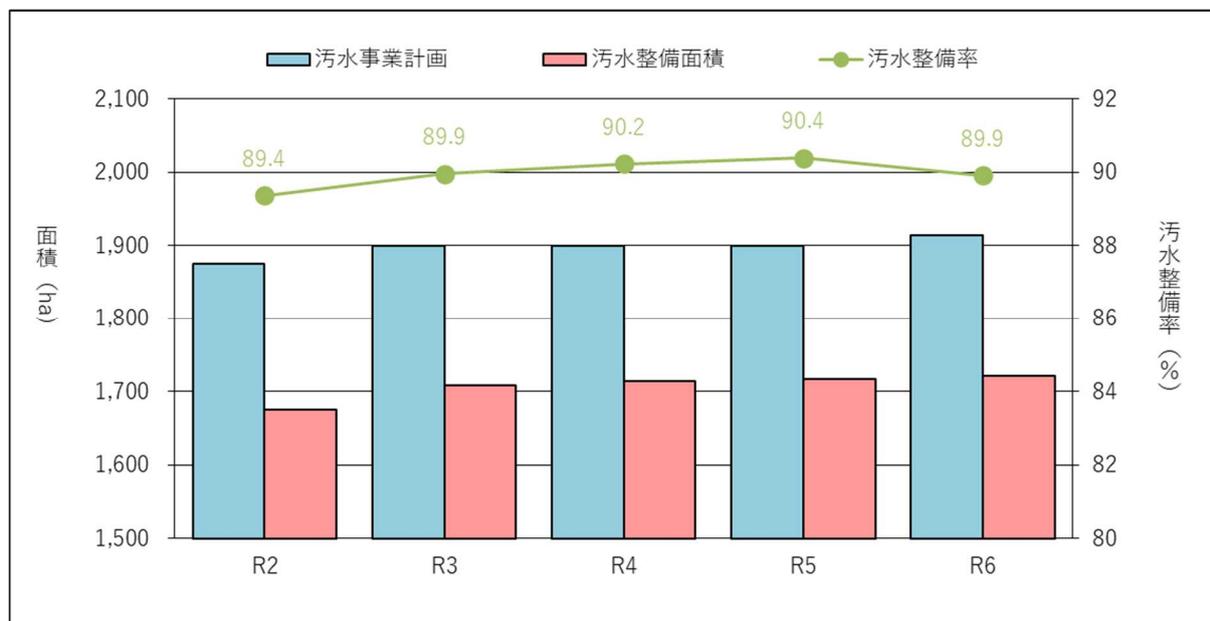


図 2-7 整備面積の推移（汚水）

表 2-7 整備面積（汚水）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
汚水事業計画 (ha)	1,874.8	1,899.6	1,899.6	1,899.6	1,914.3
汚水整備面積 (ha)	1,675.4	1,708.6	1,714.0	1,716.8	1,721.0
汚水整備率 (%)	89.4	89.9	90.2	90.4	89.9

出典：決算統計

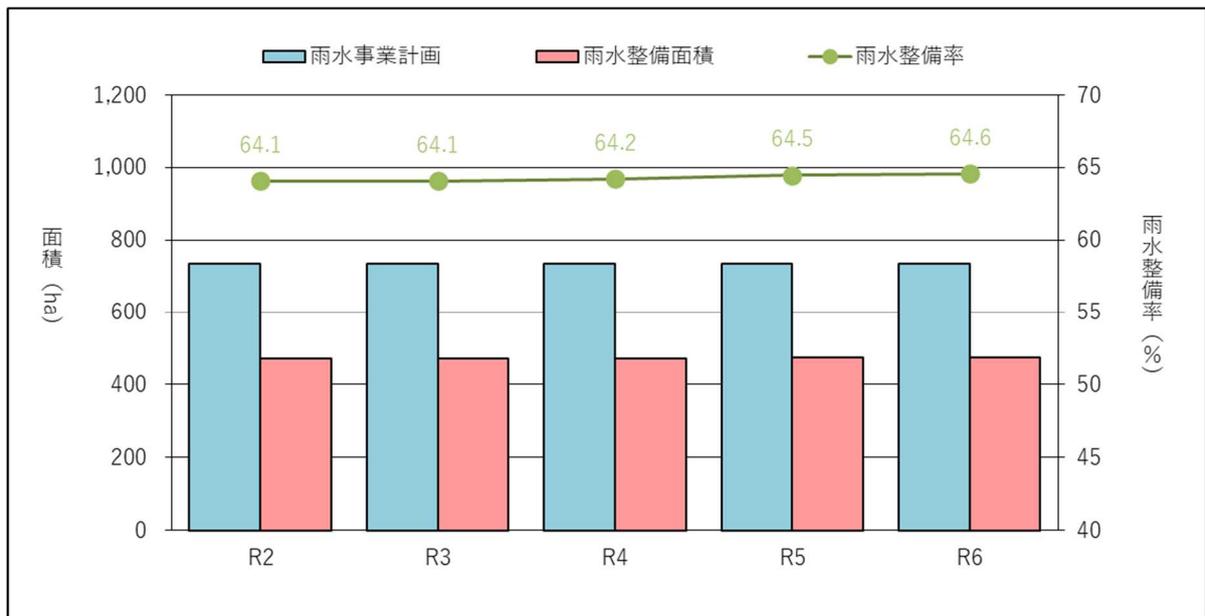


図 2-8 整備面積の推移（雨水）

表 2-8 整備面積（雨水）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
雨水事業計画 (ha)	734.5	734.5	734.5	734.5	734.5
雨水整備面積 (ha)	470.6	470.6	471.7	473.6	474.3
雨水整備率 (%)	64.1	64.1	64.2	64.5	64.6

出典：決算統計

§ 4 . 下水道の収入にかかる状況

1 . 使用料

使用料は、下水道施設の維持管理、運営費、資本費、(減価償却費及び企業債利息)に充てるため、公共下水道を使用した汚水量に応じて、使用料を算定しています。

1) . 使用料体系変遷

使用料は、昭和 62 年 7 月の供用開始以降、平成元年度(消費税 3 %の導入)、平成 9 年度(消費税 5 %の導入)、平成 12 年度(使用料単価の改正)、平成 26 年度(消費税 8 %の導入)、令和元年度(消費税 10%の導入)を経て、現在に至っています。

2) . 使用料体系考え方

- ① 基本使用料に加えて、基本水量の超過使用水量に応じて、使用料を算定しています。(従量使用料制)
- ② 使用量が多いほど単価が高くなる累進制を採用しています。
- ③ 温泉廃湯は従量に応じて算定しています。

表 2-9 使用料体系（2か月につき）

（税別）

汚水種別	基本料金	超過料金（1 m ³ ）	金額
		汚水量	
一般汚水	20 m ³ まで 2,800 円	21～60 m ³	160 円
		61～100 m ³	170 円
		101～200 m ³	180 円
		201 m ³ 以上	200 円
温泉廃湯	1 m ³ 当たり	37 円	

表 2-10 使用料算定方法

使用水区分	認定の方法
(1) 水道水のみを使用している場合	水道水の使用量がそのまま汚水量（下水道使用量）になります。
(2) 水道水以外を使用している場合 (井戸水等)	<p>【計量装置なし・認定水量】</p> <p>家族用のみ使用している場合は、2か月につき1世帯4人まで32 m³、4人を超える場合1人増すごとに6 m³を加算して汚水量とします。</p> <p>※世帯人数に変更が生じた場合は、上下水道課への届出が必要となります。</p> <p>【計量装置あり】</p> <p>計量装置（子メーター）により計量された水量とします。計量装置の設置・管理費用は個人負担となります。</p> <p>※新たに計量装置（子メーター）を設置した場合は、上下水道課への届出が必要となります。</p>
(3) 水道水と水道水以外を使用している場合	上記の(1)の使用量と(2)の使用量を合わせたものになります。

3) . 使用料収入

使用料収入は、令和2年度の666,624千円から微増の傾向にあり、令和6年度では、682,758千円となっています。また、1 m³当たりの使用料単価は、令和2年度の172.6円/m³から微増傾向にあり、令和6年度で174.1円/m³となっています。

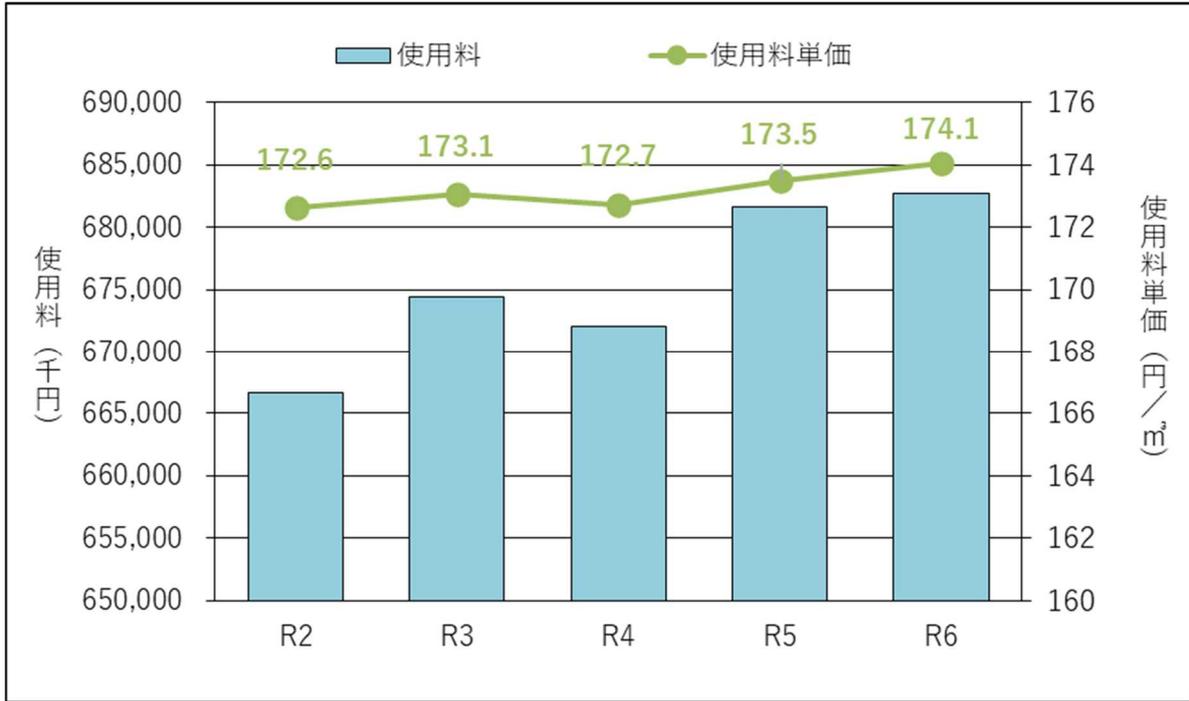


図 2-9 使用料収入と使用料単価の推移 (税込)

表 2-11 使用料収入と使用料単価 (税込)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
有収水量 (㎥)	3,861,351	3,897,424	3,890,540	3,928,867	3,922,826
使用料 (千円)	666,624	674,458	672,020	681,639	682,758
使用料単価 (円/㎥)	172.6	173.1	172.7	173.5	174.1

※ 1 か月当たり 20 ㎥使用した場合、使用料は 3,300 円/月 (税込)

出典：決算統計

2. 他会計繰入金

他会計繰入金は令和2年度の522.3百万円から減少し、令和6年度では477.9百万円となっています。

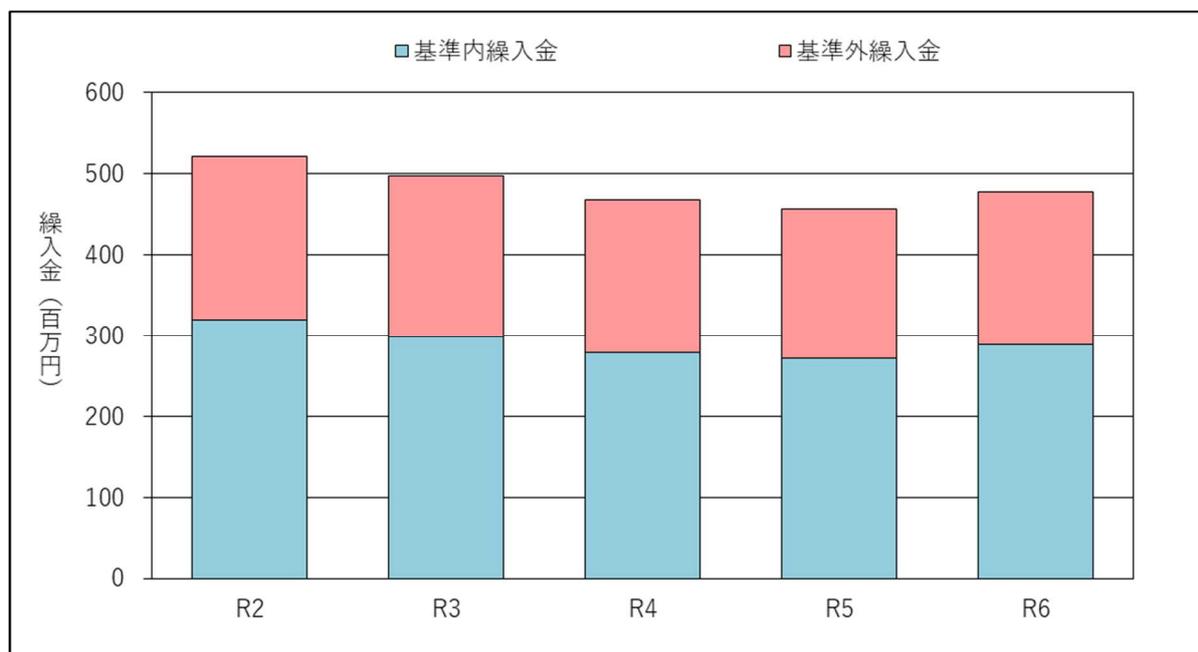


図 2-10 他会計繰入金の推移

表 2-12 他会計繰入金

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
繰入金計 (百万円)	522.3	497.9	468.8	457.3	477.9
基準内繰入金 (百万円)	319.5	299.4	279.8	272.5	288.6
基準外繰入金 (百万円)	202.8	198.5	189.0	184.8	189.3

出典：決算統計

§ 5. 下水道の支出にかかる状況

1. 維持管理の状況

維持管理費は、管きよ費、流域下水道維持管理負担金及び、その他に分類されます。流域下水道維持管理負担金は、山形県流域下水道事業が行う、村山浄化センターにおける維持管理の一部を負担するものです。

維持管理費の直近5年間の状況では、令和2年度の458.2百万円から令和4年度の441百万円まで減少していますが、令和6年度には470.1百万円まで増加しています。内訳として管きよ費が増加傾向にあり、その中でも「職員給与費」の年平均増加率は33.2%/年となっています。また、「委託料」においても増加傾向を示しており、令和5年度には前年度比で59.0%の増となっています。

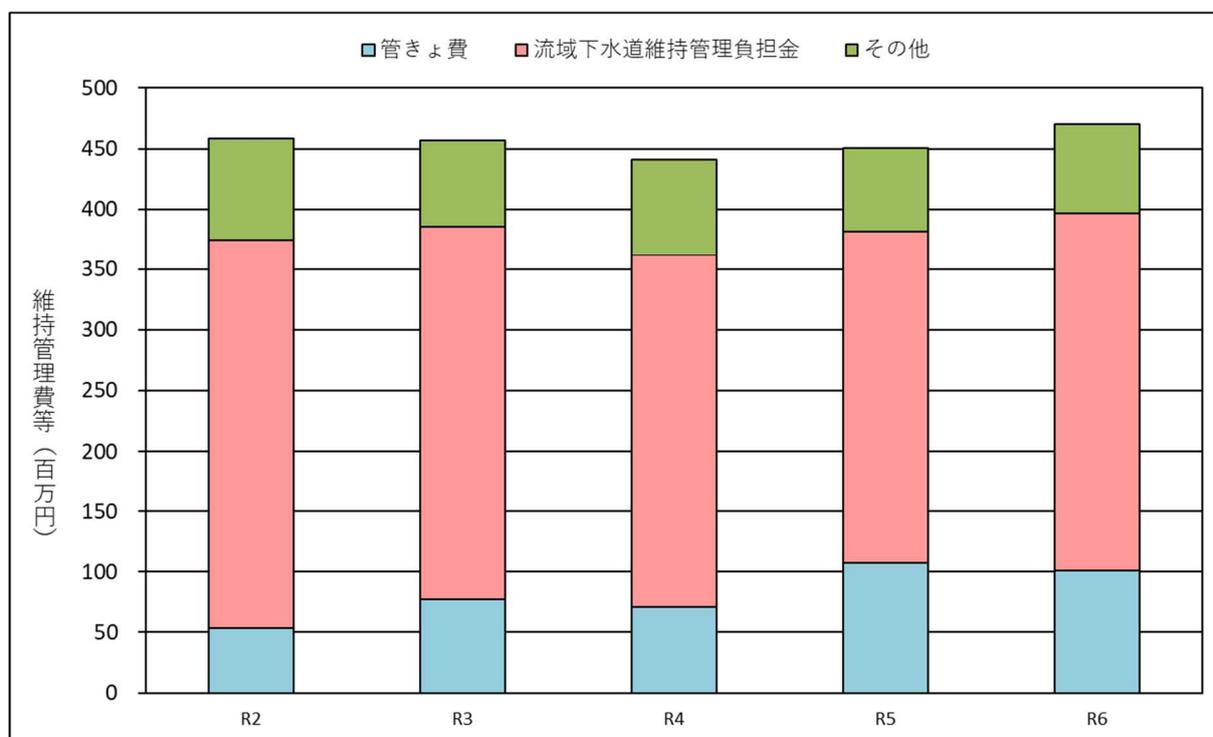


図 2-11 維持管理費の推移

表 2-13 維持管理費内訳

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
維持管理費 (百万円)	458.2	456.6	441.0	450.3	470.1
管きよ費	53.5	77.4	71.0	107.7	100.9
流域下水道維持管理負担金	320.9	308.2	290.9	273.6	295.9
その他	83.8	71.0	79.1	69.0	73.3

出典：決算統計

2. 企業債償還残高・企業債償還金

企業債償還残高は令和2年度において8,468.6百万円、令和6年度では7,831.7百万円であり減少傾向にあります。

企業債償還元金・利息合計は令和2年度において695.2百万円、令和6年度では613.1百万円であり減少傾向にあります。

汚水事業にかかる未普及区域の減少に伴い、借入額が減少していることから企業債残高が減少しています。

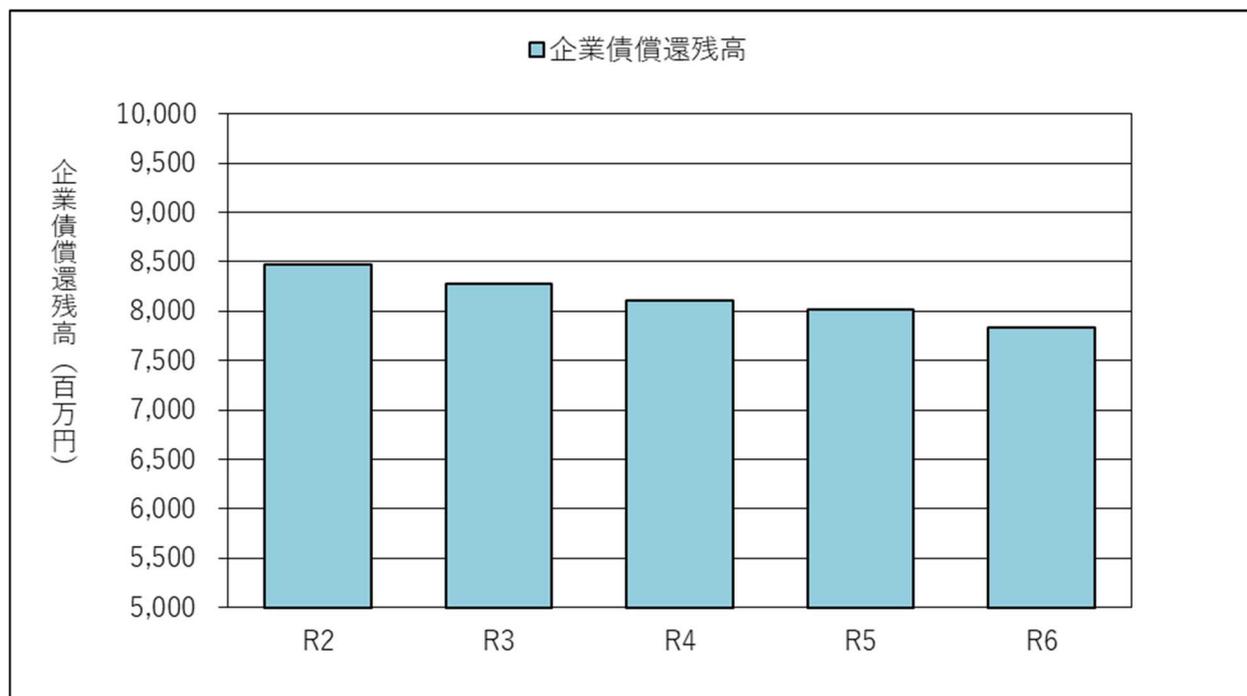


図 2-12 企業債償還残高の推移

表 2-14 企業債償還残高内訳

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
企業債償還残高(百万円)	8,468.6	8,280.4	8,107.8	8,020.5	7,831.7

出典：決算統計

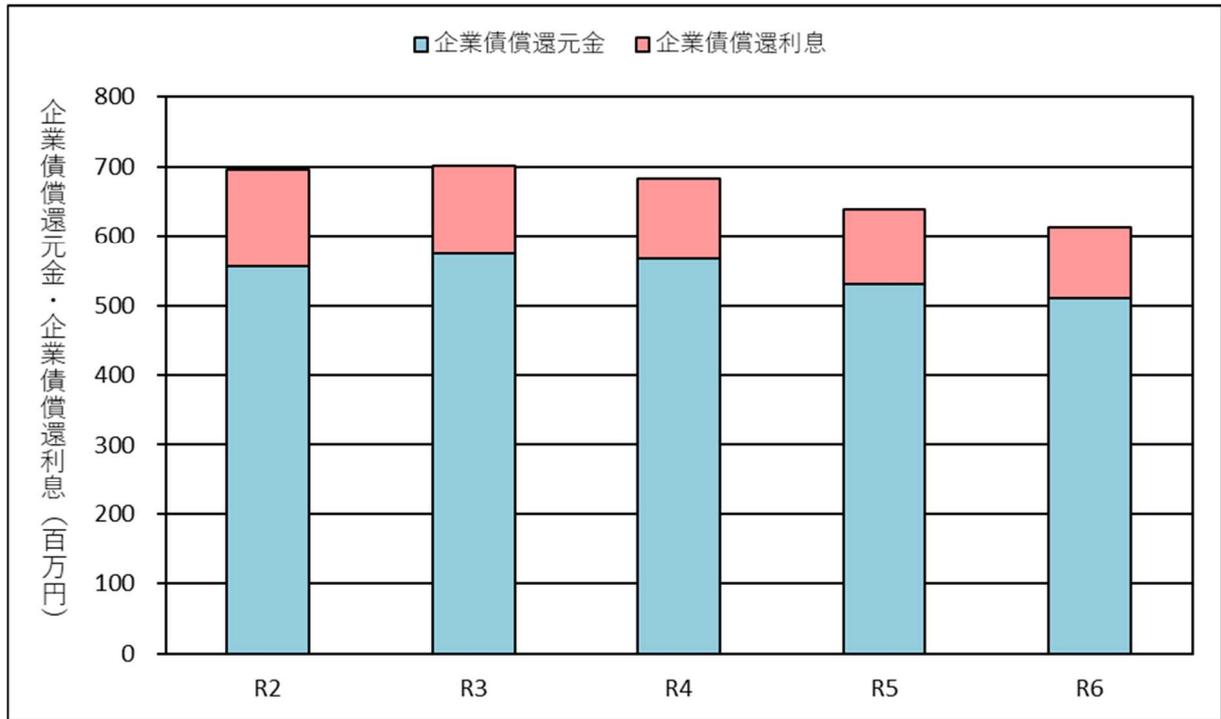


図 2-13 企業債償還費（元金・利息）の推移

表 2-15 企業債償還費（元金・利息）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
企業債償還元金・利息合計（百万円）	695.2	700.9	682.6	638.2	613.1
企業債償還元金（百万円）	556.9	574.6	567.3	530.4	509.2
企業債償還利息（百万円）	138.3	126.3	115.3	107.8	103.9

出典：決算統計

§ 6 . 組織体制

令和7年度の上下水道課職員は24人で、うち、11人を公共下水道事業の支弁職員としています。

表 2-16 組織体制表

区 分	事務職員		技術職員		合計	
	職員数	うち、 支弁職員数	職員数	うち、 支弁職員数	職員数	うち、 支弁職員数
部 長 (建設部長と兼務)	(1)				(1)	
課 長	1				1	
課長補佐 技術補佐	1	1	1		2	1
副主幹			1		1	
主 査			2	1	2	1
係 長	2	2			2	2
主 任	4	3	3	1	7	4
副主任	1		2	2	3	2
主 事	2	1			2	1
技 師			1		1	
会計年度 任用職員	3				3	
				合計	24	11

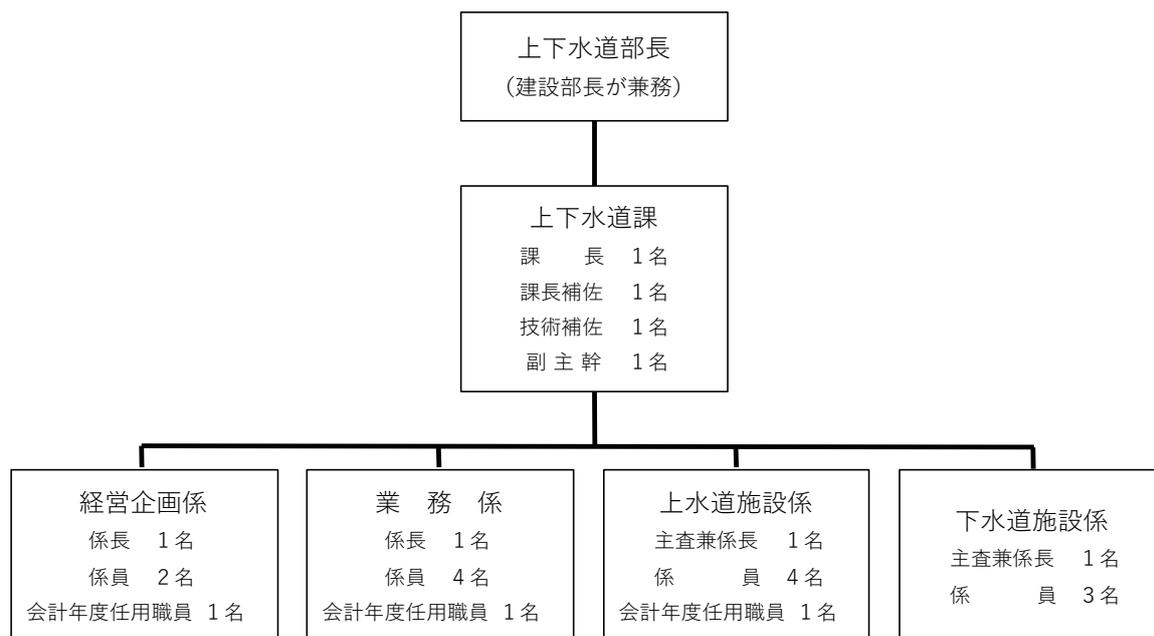


図 2-14 令和7年度組織体制

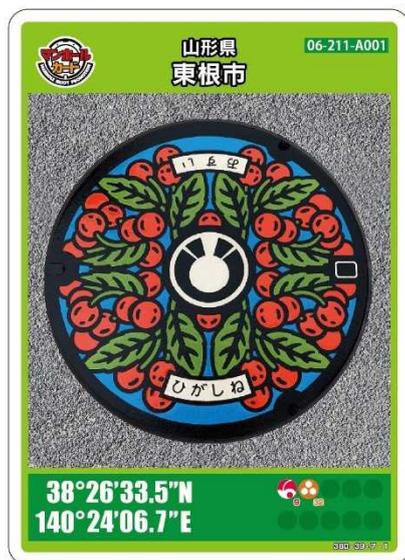
§ 7. 民間委託の活用等

管きよ施設、マンホールポンプ施設の維持管理（人孔点検、管きよ調査、管内清掃等）業務、修繕等業務を仕様発注にして民間業者に業務委託しています。

§ 8. 公共下水道事業のPR活動

① カラーマンホール、マンホールカード

公共下水道事業の理解と関心を深めてもらう一つのきっかけとして、市道さくらんぼ駅前通り線歩道上にカラーマンホール蓋を設置しています。これにより、「まちの賑わい創出」の一翼を担っています。また、マンホールカードを平成30年8月に発行し、『果樹王国ひがしね』を代表する果実であるサクランボをPRするほか、実際に設置している箇所に足を運んでもらうことができるなど、交流人口の増加にも一役買っています。



② 下水道フェアの開催

公共下水道事業への理解と関心の醸成を図るため、これまで様々な事業と共催しながら、「下水道フェア」を開催してきました。令和7年は、「オレンジリボンフェスタ2025 in やまがた@ひがしね」と同時開催で「下水道フェア2025—水が生き 暮らしも 活きる 下水道—」を、ひがしねあそびランドにおいて実施しました。東根市、東根市管工事業協同組合、公益財団法人山形建設技術センター下水道事業所、民間

事業所が連携し、マンホールカード配布、自由研究コーナー、ツマラン管実験、マンホールカラー蓋展示、下水管落書きコーナー、ぬりえ・パネル展示、パンフレット配布等を行い、下水道の役割・必要性の周知と環境保全意識の向上を図りました。



第3章. 下水道事業の現状と課題及び解決方針

§ 1. 汚水処理の普及拡大に関する現状と課題及び解決方針

1. 現状と課題

<現状>

汚水整備は、令和6年度末で1,721haの面整備が完了し、下水道処理人口普及率は92.6%、汚水処理人口普及率は96.8%に達し、山形県内でも高い水準となっています。

<課題>

依然として未普及地域が存在し、計画的な整備が必要ですが、本市の汚水事業は概成を迎えています。このため、今後は既設下水道施設の老朽化に伴う改築・更新需要の増加が予想され、施設整備に充当できる財源の縮小が見込まれます。

2. 課題の解決方針

本市の未普及地域は、市街地から離れた集水範囲の小さい区域が対象で、管口径は小口径となります。国土交通省では、未普及地域の解消にむけた小口径の管きょ埋設に関するコスト縮減の方策として、最新技術導入による対策事例を下記のとおり示しています。今後は、管きょ施設の設計等において、コスト縮減対策手法を検討して整備を進めていきます。

＜小口径管きよの埋設コスト削減対策 例示＞

(例1) 「道路線形に合わせた施工」

【概要】道路線形、地形勾配に沿った管きよの配管をすることにより、管きよを浅層埋設やマンホールの省略を図る手法。

【検討のポイント】道路の平面屈曲、縦断屈曲により、マンホールの設置数の多い箇所、狭小幅員の道路において導入を検討する。

【調査のポイント】道路線形、維持管理性の低下が生じる可能性等

図 3-1 道路線形に合わせた施工のイメージ図

出典：下水道新技術導入社会実験__国交省ホームページ

下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアルから引用

(例2) 「発生土の管きよ基礎への利用」

【概要】管きよ施工時の掘削土をそのまま基礎材として利用する手法

【検討のポイント】原則、基礎部は砂等の良質な材料で埋め戻すことが望ましいが、土の搬出入が困難な場合等には導入検討を行う。導入にあたっては土質調査結果等により調査検討を行い、導入する。

【調査のポイント】土質調査資料の確認を行うこと。

図 3-2 発生土の管きよ基礎への利用のイメージ図

出典：下水道新技術導入社会実験__国交省ホームページ、

下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアルから引用

§ 2. 浸水対策に関する現状と課題及び解決方針

1. 現状と課題

<現状>

雨水整備は、整備水準7年確率、時間雨量39.4mm/hrで雨水排水計画を立案し、施設整備を進めています。

本市においては、令和2年度に南部地区（村山野川左岸地区）、北部地区（白水川右岸地区）の2地区で、大雨・長雨により、浸水被害が発生するなど、気候変動の影響等による大雨・長雨や短時間の集中豪雨の発生頻度が高まり、浸水のリスクが増大しています。

また、令和3年の水防法等の改正を踏まえ、令和6年度には、想定し得る最大規模の降雨を対象とした雨水出水浸水想定区域を設定し、令和7年度には、内水ハザードマップを作成しております。

<課題>

従前と比較して浸水が想定される区域が拡大していることから、浸水リスクに応じた対策が必要です。

2. 課題の解決方針

浸水被害箇所や人口密集箇所を優先し、内水による浸水が生じやすい地区から軽減・解消を図る方針とし、事業計画に位置づけた白水川右岸第二幹線及び村山野川左岸第一幹線の整備を引き続き実施します。

併せて、雨水出水浸水想定区域に基づき、浸水リスクに応じた対策の重点化や整備の優先順位付けを行うとともに、内水ハザードマップの周知を図り、住民の避難行動や自主的な浸水対策を促進します。

3. 東根市雨水管理総合計画

雨水管理総合計画は、下水道による浸水対策を実施する上で、浸水対策を実施すべき区域や目標とする雨水の整備水準、施設整備の対策方針等の基本的な事項を定め、計画的に浸水対策を進めることを目的として策定するものです。現在は、浸水被害の発生が懸念される地区（浸水実績のある3排水区）を浸水対策実施区域に設定し、雨水整備を実施しています。

表 3-1 浸水対策箇所一覧表

地区名	排水区名	面積 (ha)	幹線名
南部地区	村山野川左岸第一排水区	66.0	村山野川左岸第一幹線
	村山野川左岸第二排水区	66.7	村山野川左岸第三幹線
北部地区	白水川右岸第三排水区	24.8	白水川右岸第二幹線
計		157.5	

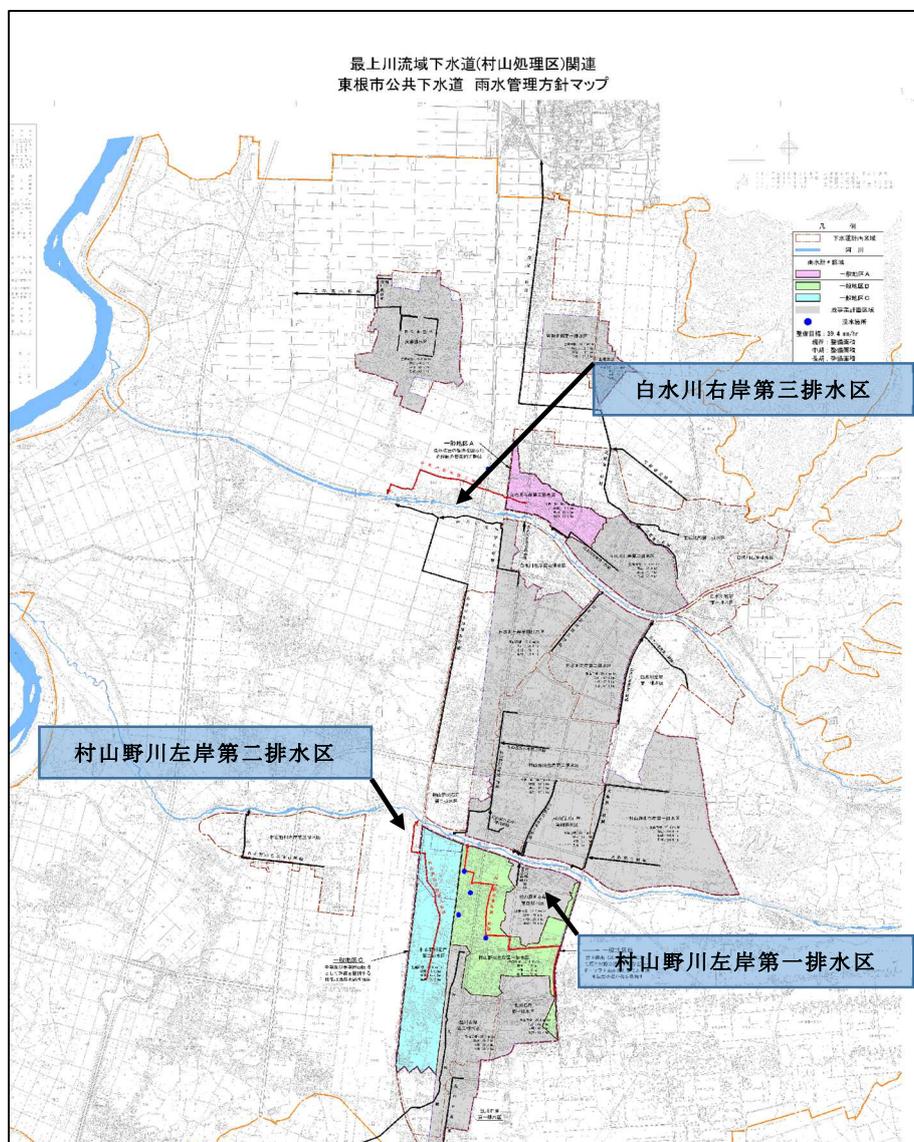


図 3-3 雨水管理方針マップ（東根市雨水管理総合計画）

§ 3. 下水道施設の適正な維持管理及びストックマネジメントに関する現状と課題及び解決方針

1. 現状と課題（污水事業）

<現状>

管きよ施設は約 271 kmが整備され、建設年度（昭和 51 年度）から 49 年、供用開始（昭和 62 年）から 38 年が経過し、標準的な耐用年数（50 年）に近づいてきています。令和 6 年度末現在、管きよ整備の経過年数を見ると、30 年以上経過の管きよ割合は 27.8%ですが、10 年後には 59.4%に達する見込みです。

本市においては、下水道施設の予防保全と計画的な更新を目的として、平成 29 年 3 月に「東根市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、令和 7 年 4 月に第 4 回改訂を実施しました。最新改訂では、リスク評価に基づく点検・調査計画及び修繕・改築計画を再整理しています。

また、国においては、民間の人材や技術を活用し効率的かつ省コスト化を図るウォーター P P P の導入を推奨しており、ウォーター P P P の導入が維持管理に係る交付金の交付要件となっています。

<課題>

全国的な事例として、管きよの破損等による道路陥没事故等は、30 年以上経過した管きよが起因していると言われており、本市においても道路陥没事故等、管きよの老朽化が起因するリスクが高まってきています。

このため、施設のリスク評価による計画的な点検・調査計画や、健全度評価による効率的な改築・更新が必要となります。

表 3-2 設置年ごとの管きよ延長

年度	期間	延長 (m)	割合
昭和51年度～平成7年度	30年以上	75,303	27.8%
平成8年度～平成17年度	20年以上30年未満	85,660	31.6%
平成18年度～平成27年度	10年以上20年未満	71,753	26.5%
平成28年度～令和6年度	10年未満	38,415	14.1%
	計	271,131	100.0%

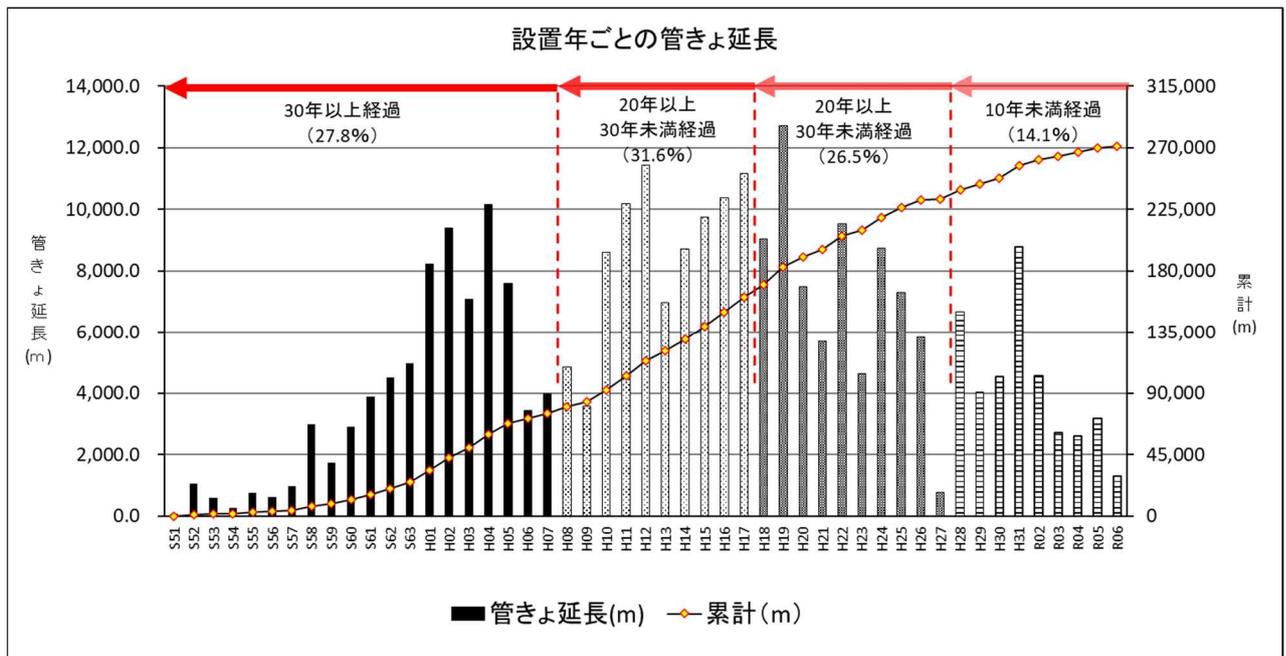


図 3-4 設置年ごとの管きよ延長の推移

2. 課題の解決方針（汚水事業）

東根市では、下水道施設の予防保全と計画的な更新を目的として、平成29年3月に「東根市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、令和7年4月に第4回改訂を実施しました。最新改訂では、リスク評価に基づく点検・調査計画及び修繕・改築計画を再整理しています。

これらの方針に基づき、令和7年度から令和11年度までの5カ年でTVカメラ調査・管口カメラ調査等を実施し、結果に応じて優先度を設定のうえ、必要な修繕・改築を進めます。

本計画は、今後も管路等の老朽化状況の把握とPDCAサイクルによる見直しを継続し、永続的に改築・修繕を実施していきます。

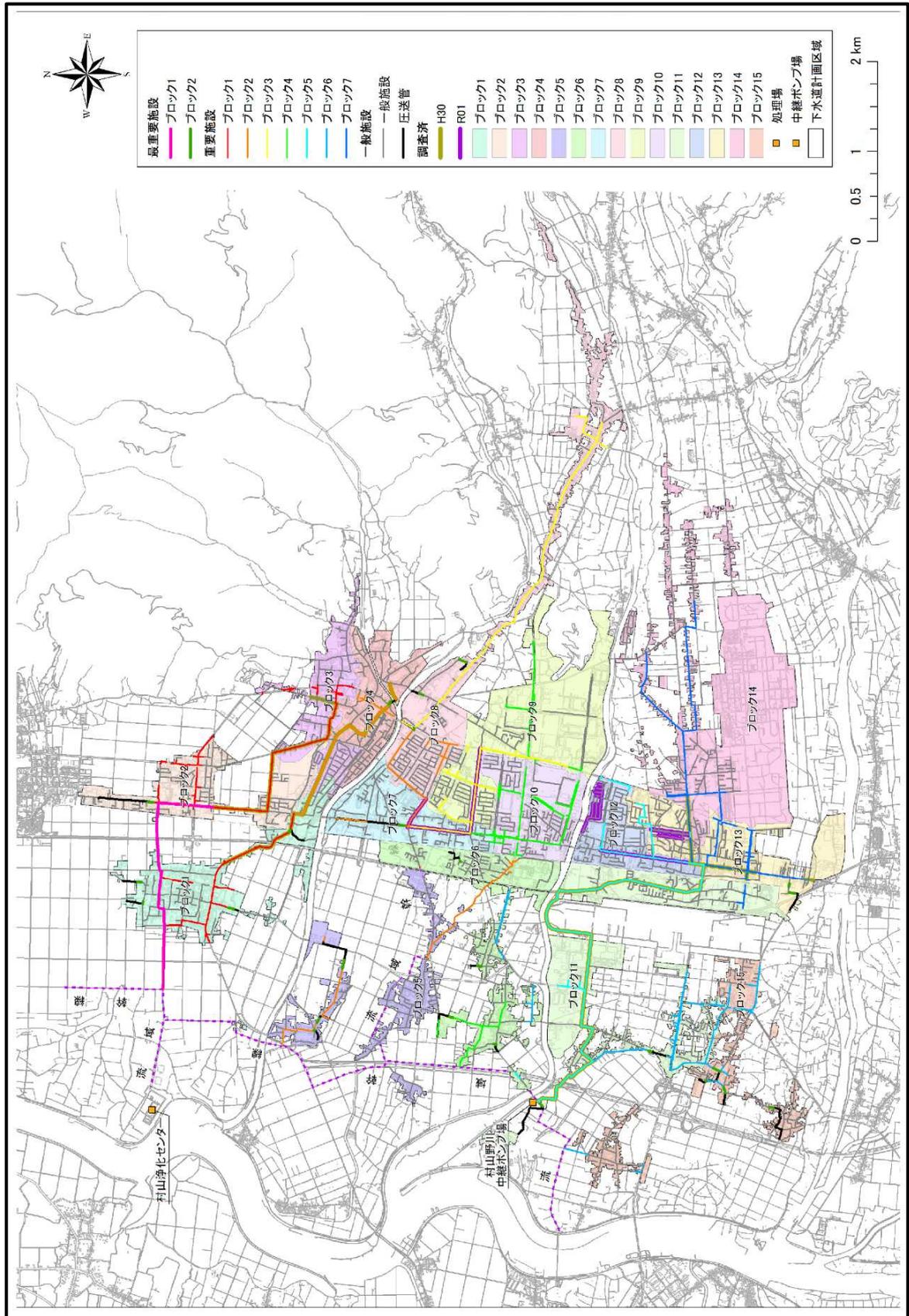


図 3-5 「東根市下水道ストックマネジメント計画」による点検位置図

3. 現状と課題（雨水事業）

<現状>

令和7年4月改訂のストックマネジメント計画において、雨水函きよを予防保全の対象に追加し、国の全国特別重点調査に基づく緊急点検を実施しています。

<課題>

昭和41年に神町都市下水路（現在は神町幹線）を建設して以来、59年が経過し、供用開始（昭和51年）から49年が経過しており、老朽化が進んでいる状況です。

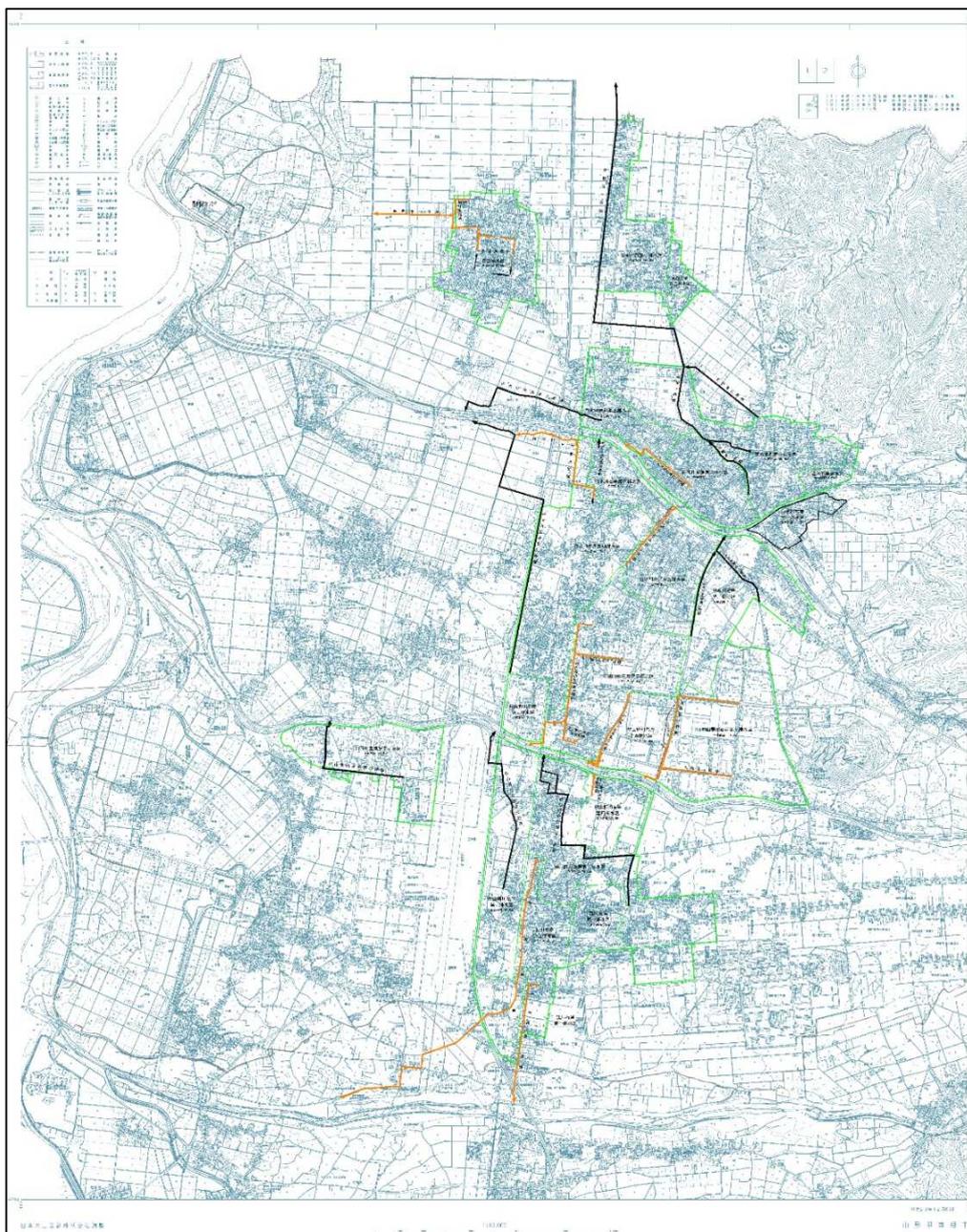


図 3-6 雨水幹線整備位置図

4. 課題の解決方針（雨水事業）

令和7年度に実施した点検・調査の結果に応じて優先度を設定のうえ修繕を実施します。

引き続き、予防保全を基本に、定期点検と評価・見直しのサイクルを通じて雨水施設の長寿命化と安全性の確保を図ります。

§ 4. 危機管理体制に関する現状と課題及び解決方針

1. 現状と課題

<現状>

本市が定める地域防災計画に基づき、「東根市公共下水道災害対策マニュアル」を整備し、平時より上下水道課内で緊急時対応訓練を実施しています。

また、大規模災害に備え「下水道事業における災害支援に関するルール」や「北海道・東北ブロック下水道災害応援に関する申し合わせ」等に基づき、相互支援を迅速かつ円滑に遂行できる体制が構築されています。

近年、集中豪雨・局地的大雨の増加により浸水及び停電のリスクが高まっており、マンホールポンプ場の操作起動不能、浸水区域での噴出・蓋浮上、土砂流入による管きよ閉塞等が想定されています。

<課題>

豪雨時に下水道機能が停止・低下するリスクや、地震等の災害時には人員・資機材が制約される中で初動対応が遅れると、被害情報の混乱や緊急点検・調査の遅れにつながり、二次被害や公衆衛生上の問題が拡大し得ることが示されており、気象災害・地震災害の双方に備えた業務継続性の確保が課題となります。

2. 課題の解決方針

地域防災計画の下水道施設災害応急計画に基づき、職員の迅速な動員、必要に応じた県内下水道管理者・工事事業者等への応援協力要請、段階に応じた被災調査（処理場・ポンプ場の点検、管きよ・マンホールの目視点検等）が実施できるよう、定期的な訓練により手順の定着と職員の意識向上を図ります。

停電対策としては、停電時の発電機設置個所や運転方法（常時運転対応、巡回点検、満水時運転等）を整理した計画に基づき運用します。

§ 5. 経営状況の現状と課題及び解決方針

経営及び施設の状況を表す経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」による、現状と課題及び解決方針は以下のとおりです。

1. 経常収支比率

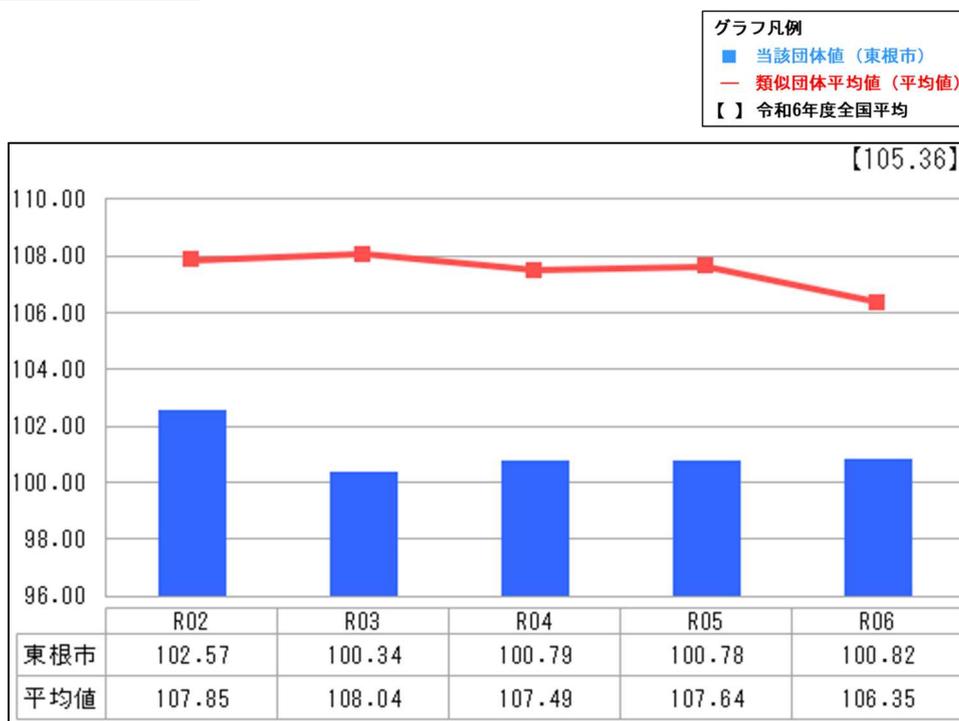


図 3-7 経常収支比率（％）

	算出式（法適用企業）
経常収支比率（％）	$= \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$

下水道事業の収入で支出をどの程度まかなえているのかを表す指標です。100%以上であれば収支が黒字であることを示し、100%未満であれば赤字であることを示します。100%以上が望ましいとされています。

【現状】直近の5年を通して100%を維持しており、下水道使用料によって維持管理費等の費用が賄われています。

【課題】今後は、人口減少や節水の進行により使用料収入の減少による経常収益の減、また物価高騰による経常費用の増加が想定され、数値が低下する懸念があります。

【解決方針】使用料水準の定期的な見直しや水洗化の促進を実施することで確実な収益を確保していきます。また、経費削減を図り、安定的な経営を目指します。

2. 累積欠損金比率

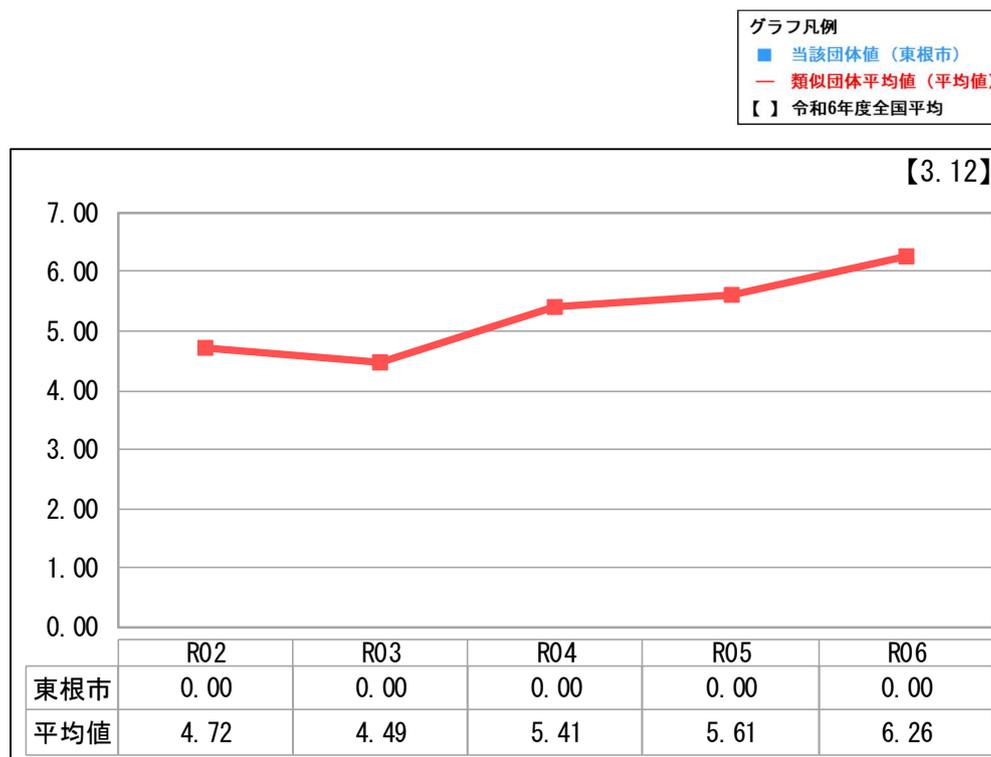


図 3-8 累積欠損金比率（％）

	算出式（法適用企業）
累積欠損金比率（％）	$= \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。累積欠損金が発生していないことを示す0％であることが求められます。

【現 状】現状は0％で推移しています。

【課 題】 今後は、使用料収入の減少や経費増加に伴う支出の増加の懸念があります。

【解決方針】 使用料水準の定期的な見直しや水洗化の促進を実施することで確実な収益を確保していきます。また、ストックマネジメント計画に基づく投資の平準化により特定の年度の費用が過大となることを抑え、安定的な経営を目指します。

3. 流動比率

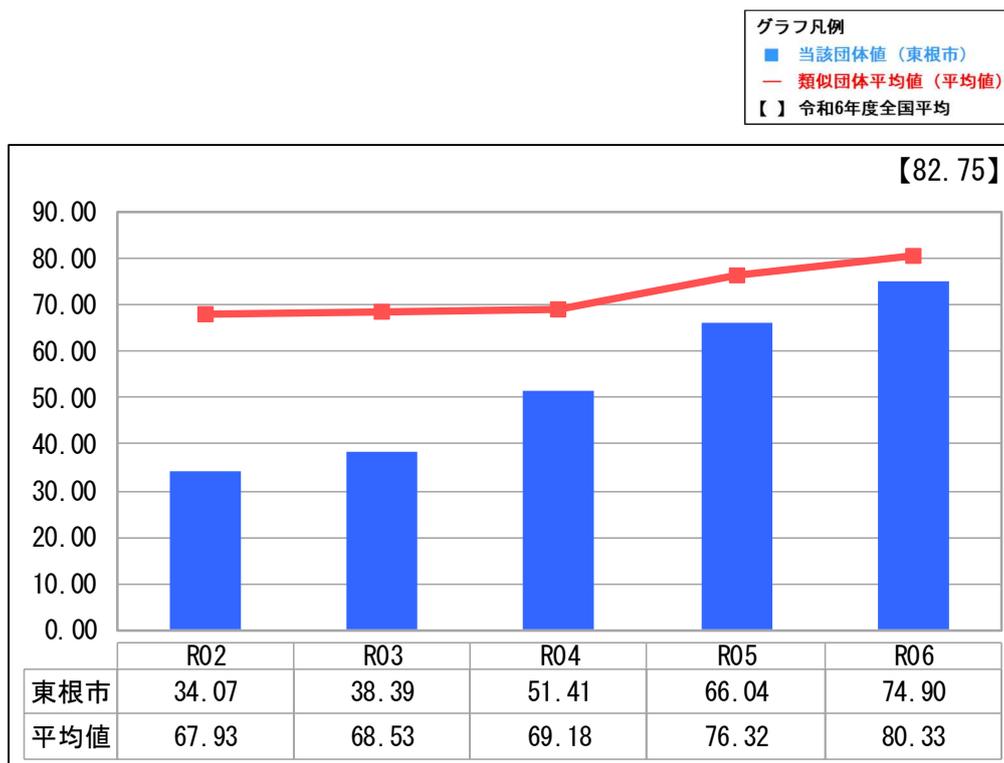


図 3-9 流動比率 (%)

	算出式（法適用企業）
流動比率 (%)	$= \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。数値は100%以上が望ましく、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況であり、100%未満の場合、支払い能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

【現 状】 数値は増加傾向にありますが、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債等が含まれています。

【課 題】 流動負債は、建設改良費等に充当した企業債などが含まれるため、償還原資を将来の使用料収入に依存している点が課題です。また、維持管理費や委託料等が増加した場合、短期資金の流出が増え、流動比率の改善が進まない懸念もあります。

【解決方針】 今後、企業債償還金は徐々に減少する予定であり、この改善傾向を維持するため償還原資となる使用料収入の確保が必要となります。

4. 企業債残高対事業規模比率

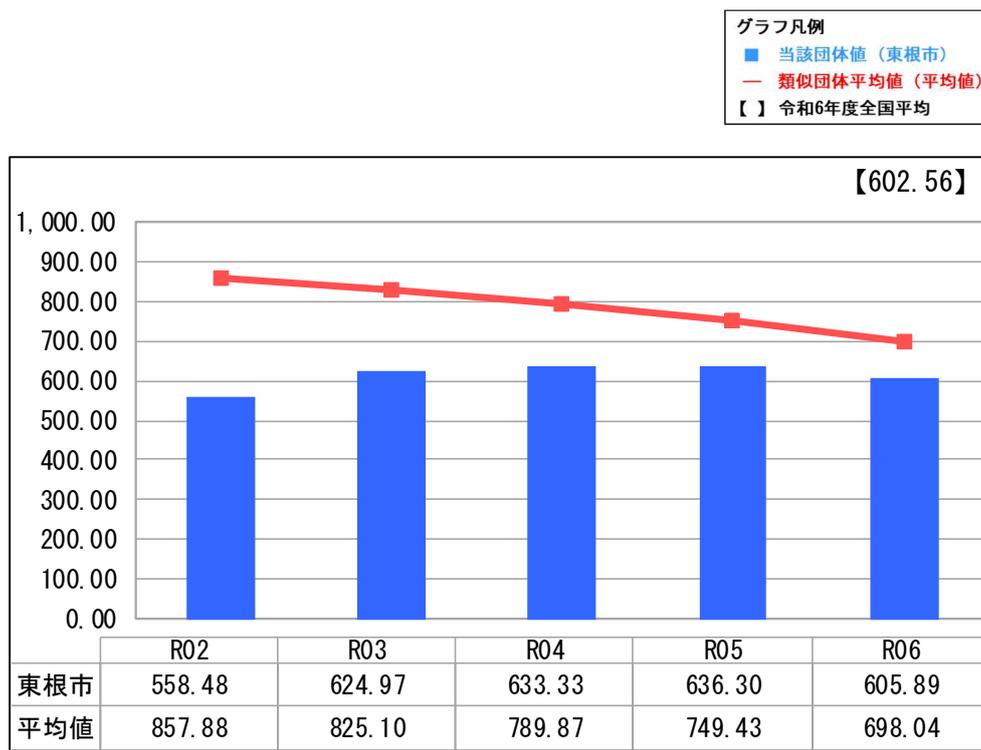


図 3-10 企業債残高対事業規模比率（%）

	算出式（法適用企業）
企業債残高対事業規模比率（%）	$= \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。経年比較や類似団体との比較により、現状を把握することが必要です。

- 【現 状】** 各年度とも類似団体平均値を下回って推移しており、事業規模に対する企業債残高の水準は相対的に低い状況にあります。
- 【課 題】** 今後は、老朽化対策や更新需要の増加により建設改良費が増加することが見込まれますが、人口減少等により使用料収入の増収が見込みにくい場合、自己財源による投資財源の確保が進まず、必要な更新投資を賄うため企業債への依存度が高まるおそれがあります。
- 【解決方針】** 使用料収入等を安定的に確保するとともに、維持管理費の縮減や不明水対策等による経常費用の増加を抑制し、企業債償還に伴う財政負担の軽減を図ります。併せて、国庫補助等の活用により企業債へ依存を抑え、持続可能な経営の確保に努めます。

5. 経費回収率

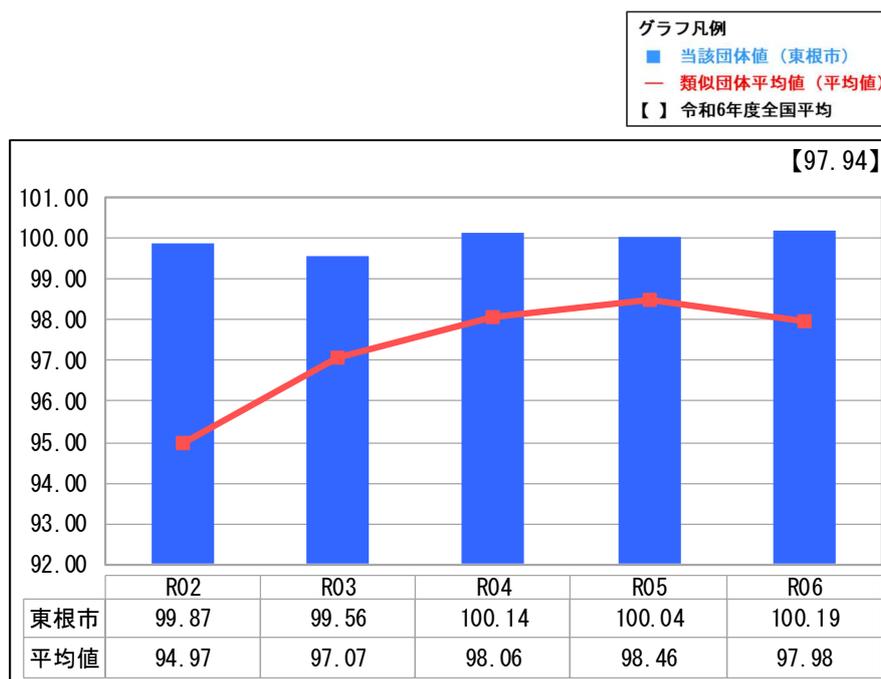


図 3-1-1 経費回収率 (%)

	算出式 (法適用企業)
経費回収率 (%)	$= \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$

下水道使用料で回収すべき経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標で、100%以上であることが必要です。100%未満の場合、汚水処理に係る費用に使用料以外の収入も必要であることを意味し、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。

【現 状】 令和4年度以降は、概ね横ばいの100%で推移しています。

【課 題】 人口減少等により使用料収入の増収が見込みにくいなか、電気料や委託費等の維持管理費が増加した場合、汚水処理費の上昇により汚水処理原価が増加するおそれがあります。汚水処理原価の増加は、使用料単価が大きく変化しない場合、経費回収率の低下に直結します。また、経費回収率の低下が進行した場合、汚水処理費を使用料収入で賄いきれない状態が拡大し、一般会計繰入金への依存度が高まる可能性があります。

【解決方針】 改築等を通じた不明水対策や維持管理コストの縮減など経費回収率を上げるための対策に努めます。併せて、将来的な収支見通しを踏まえ、必要に応じて使用料体系の検討を行うなど、汚水処理費を使用料収入で賄う構造の維持に努め、持続可能な事業運営を確保していきます。

6. 汚水処理原価

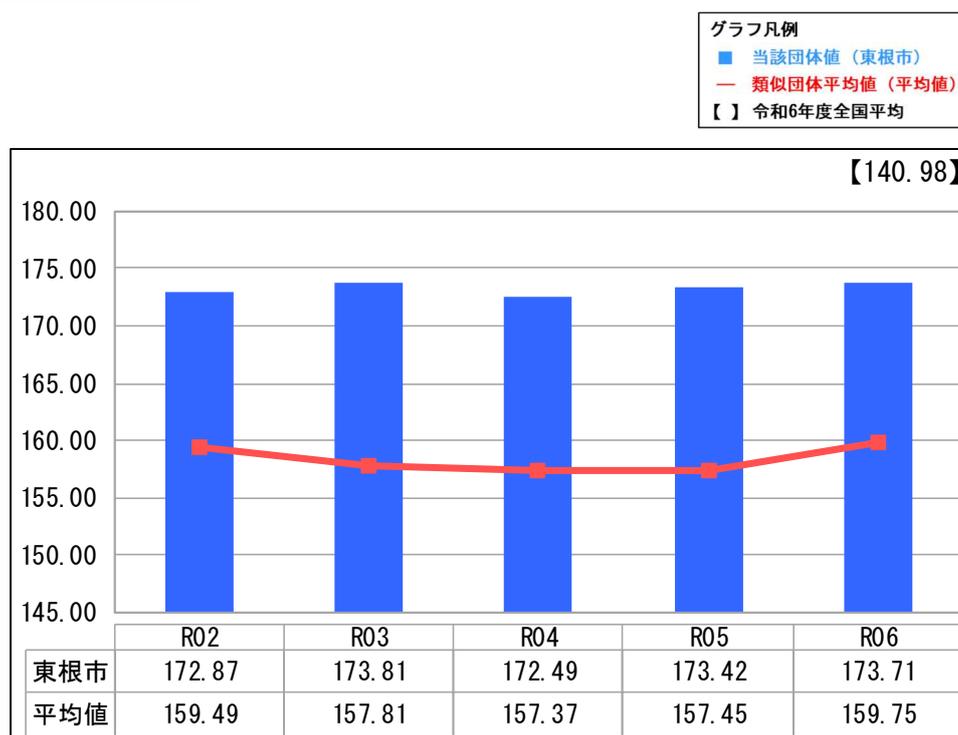


図 3-12 汚水処理原価（円）

	算出式（法適用企業）
汚水処理原価（円）	$= \frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$

汚水の処理に要した費用を年間有収水量等で除し、汚水 1 m³当たりの処理コストを表した指標です。経年比較や類似団体との比較等により現状を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

【現 状】 各年度で増減のバラつきがありますが、令和 2 年度に対して令和 6 年度は 0.5% 増となっています。

【課 題】 今後、電気料や委託費の上昇、施設の老朽化に伴う修繕費の増加が進行した場合、汚水処理費が増加し、汚水処理原価はさらに上昇するおそれがあります。また、人口減少等により有収水量が減少すると、維持管理費を賄う対象となる水量が減るため、汚水処理原価の上昇が見込まれます。

【解決方針】 汚水処理原価の抑制に向けては、維持管理費の縮減と有収水量の確保を一体的に進めることが重要となります。また、不明水対策の推進により処理水量の適正化を図り、汚水処理費の増加要因を抑えることで、汚水処理原価の低減に努めます。併せて、将来の人口動向等を踏まえた維持管理計画を適切に見直し、持続可能な事業運営の確保を図ります。

7. 施設利用率

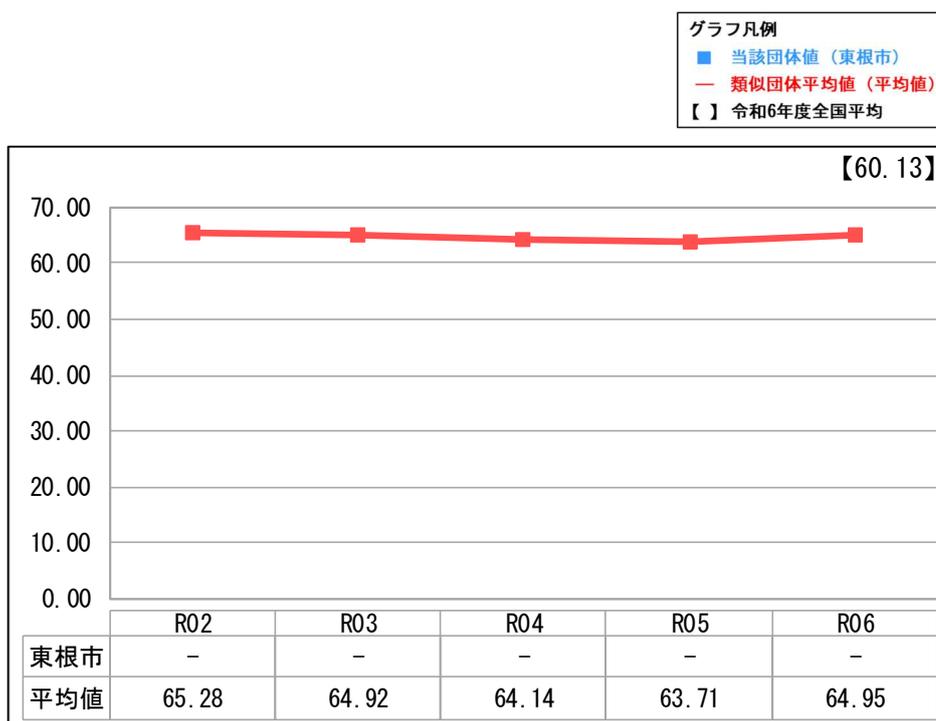


図 3-13 施設利用率 (%)

	算出式（法適用企業）
施設利用率 (%)	$= \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$

施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。一般的には高い数値であることが望まれます。

東根市では処理施設を有していないため0%となっています。

8. 水洗化率

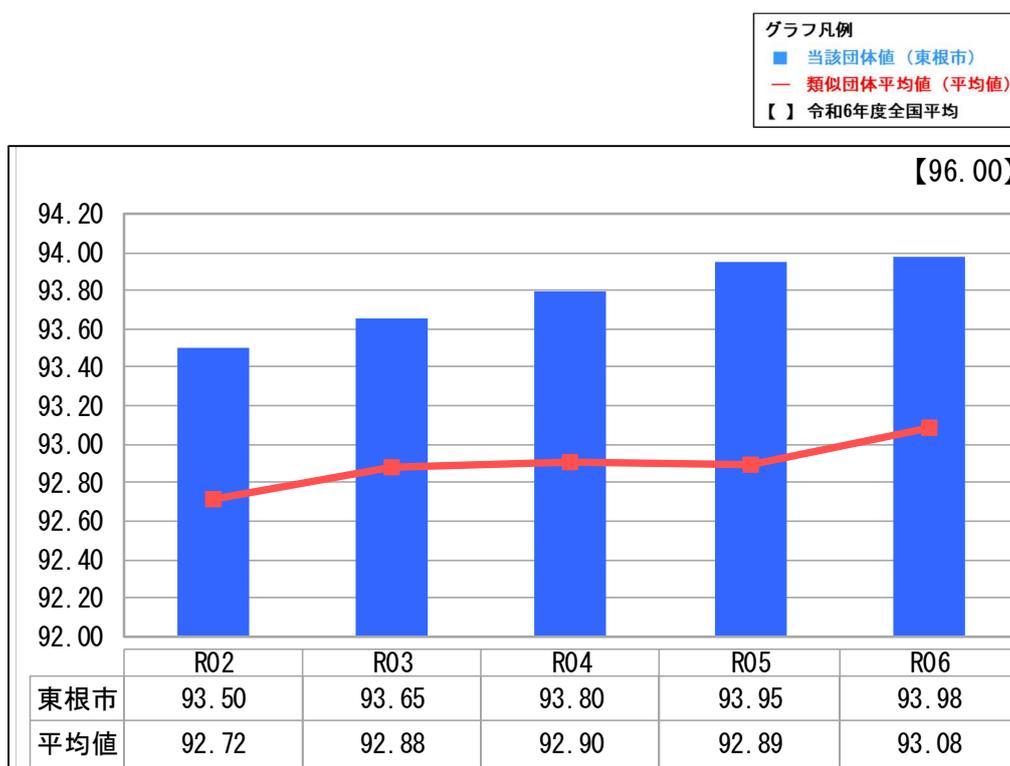


図 3-14 水洗化率 (%)

	算出式 (法適用企業)
水洗化率 (%)	$= \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

下水道が供用開始されている区域に住む人口のうち、既に水洗便所を設置し汚水を下水道で処理している人口の割合を表す指標であり、100%が望ましいです。

【現 状】 毎年増加傾向にあり、類似団体平均値よりも上回っています。

【課 題】 今後、人口減少等により接続対象戸数そのものが減少する中で、水洗化率の伸びが停滞した場合、下水道接続人口の増加が見込みにくくなり、使用料収入の増収が困難となるおそれがあります。

【解決方針】 下水道フェアなどのPR活動や経済的支援制度を周知・活用することで、未接続世帯への啓発を進め、水洗化率の向上を図る必要があります。

9. 有形固定資産減価償却率

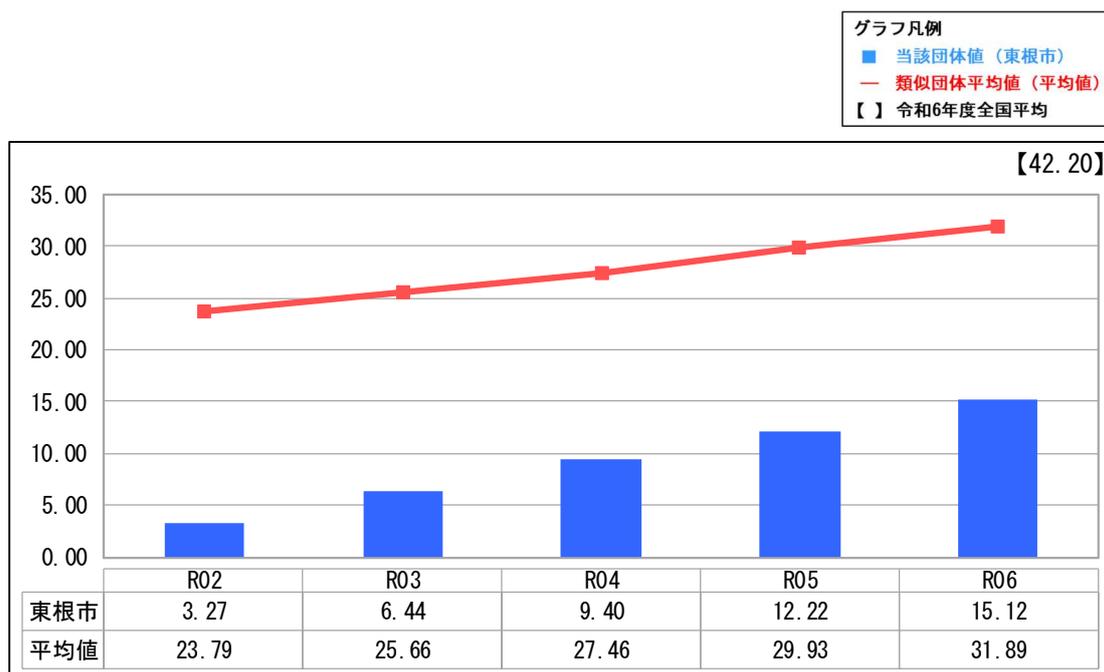


図 3-15 有形固定資産減価償却率 (%)

	算出式 (法適用企業)
有形固定資産減価償却率 (%)	$= \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。

【現状】 毎年増加傾向にありますが、類似団体の平均値より大きく下回っている状況です。類似団体と比較して、更新期を迎えていない施設が多いと考えられます。

【課題】 今後、減価償却の進行に伴い、管路の更新需要が増加した場合、建設改良費が増加し、企業債発行や一般会計繰入等の財源確保が必要となる可能性があります。

【解決方針】 スtockマネジメント計画に基づき、長寿命化と計画的な更新を組み合わせることで、事業費の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ります。併せて、更新に伴う財源の確保に向けて、国庫補助の活用や維持管理費の縮減により経常収支の安定化を図り、持続可能な事業運営の確保に努めます。

10. 管きよ老朽化率

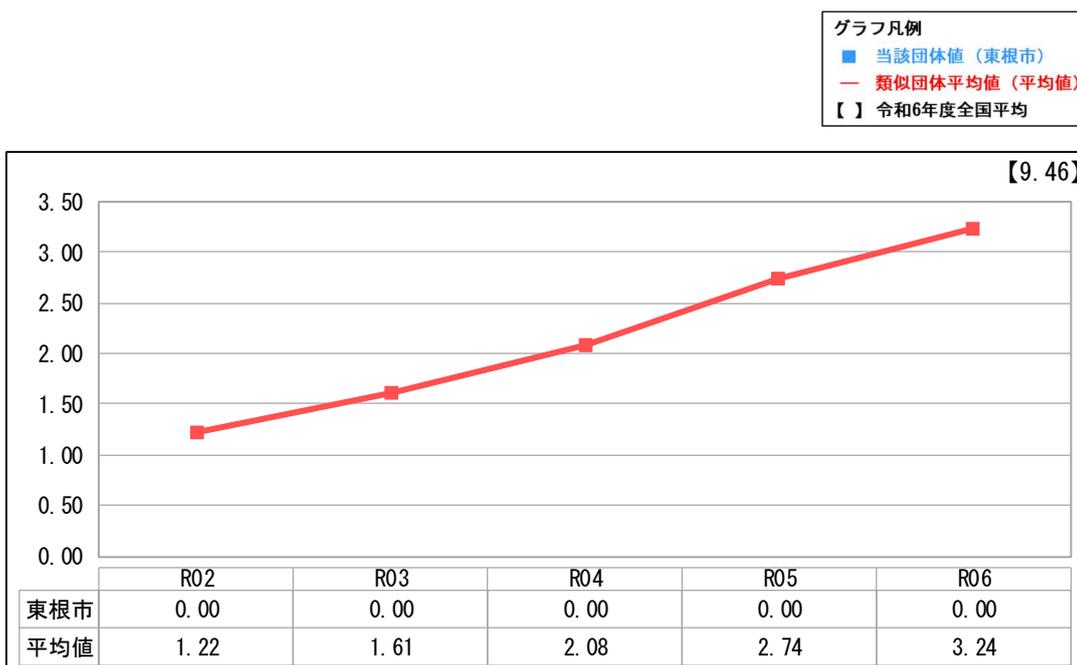


図 3-16 管きよ老朽化率（%）

	算出式（法適用企業）
管きよ老朽化率（%）	$= \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$

法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合を表した指標で、管きよの老朽化度合を示しています。

一般的には、数値が高いほど法定耐用年数を経過した管きよを多く保有しており、管きよの改築等の必要性が推測されます。

【現 状】法定耐用年数を超過した施設がないため0%となっています。

【課 題】昭和62年に供用開始しており、供用開始から30年以上が経過していることから、当時敷設した管きよを中心に経年的な老朽化が進行している状況にあります。今後、老朽化の進行により改築・修繕の対象となる施設が増大し、財源確保が困難になる可能性が考えられます。

【解決方針】ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査結果を踏まえて更新の優先順位付けを行い、老朽化の進行が著しい区間から計画的に改築・更新を行っております。

1 1. 管きよ改善率

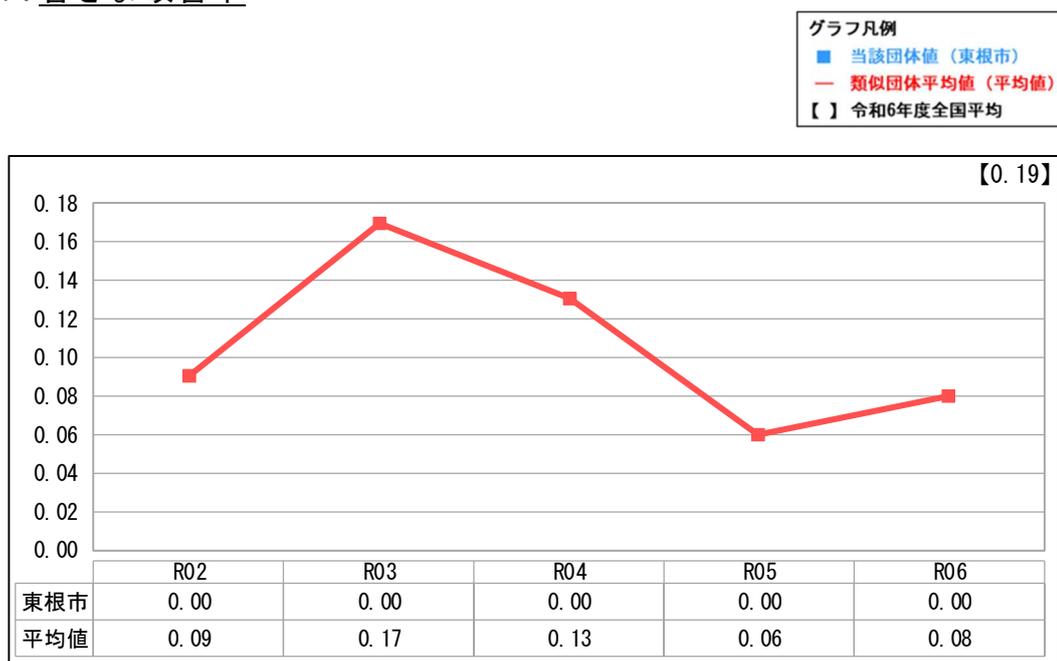


図 3-17 管きよ改善率 (%)

	算出式 (法適用企業)
管きよ改善率 (%)	$= \frac{\text{改善 (更新・改良・修繕) 管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$

当該年度に更新した管きよ延長の割合を表したもので、管きよの更新ペースや状況を把握する指標となります。例えば、数値が2%の場合、全ての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであると把握できます。

- 【現状】** 法定耐用年数を超過した施設がないため0%となっています。
- 【課題】** 昭和62年に供用開始しており、供用開始から30年以上が経過していることから、当時敷設した管きよを中心に経年的な老朽化が進行している状況にあります。今後、老朽化の進行により改築・修繕の対象となる施設が増大し、財源確保が困難になる可能性が考えられます。
- 【解決方針】** スtockマネジメント計画に基づき、点検・調査結果を踏まえて更新の優先順位付けを行い、老朽化の進行が著しい区間から計画的に改築・更新を行っております。

第4章. 経営の基本方針

§ 1. 公共下水道事業経営の基本方針

<下水道事業経営の基本方針>

- 施策1 公共下水道事業経営基盤の強化
- 施策2 下水道施設（汚水）の計画的な改築と適正な維持管理の実施
- 施策3 下水道施設（雨水）の計画的な整備と適正な維持管理の実施
- 施策4 災害時等における危機管理の強化

§ 2. 公共下水道事業経営の具体的施策

施策1 公共下水道事業経営基盤の強化

①公共下水道の整備

下水道の未普及地域の解消を目的として、目標年度を令和12年度とした事業計画及び次期事業計画に基づき、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善に資するよう、計画的に事業を実施します。

②水洗化の促進

すでに整備された区域内においては、世帯の高齢化等様々な事情により下水道に接続されない事例があります。人口動態の変化や災害リスクの高まりを踏まえ、持続可能で安全・安心なまちづくりを推進する観点から、公共用水域の水質保全及び生活環境・公衆衛生の向上を図るとともに、使用者負担の公平性の確保及び事業経営の安定化に資するため、供用開始区域における水洗化の促進に取り組みます。引き続き未普及区域の解消を目標とし、令和12年度には水洗化率の目標を95%とします。本市が実施する利子補助制度等を紹介しながら、普及促進活動などを継続して行います。

③財源の適正化

下水道使用料は汚水私費の原則に基づき徴収します。現段階では収支の均衡が図られているものの、人口減少の急速な進行や水洗化率の低下等により使用料収入の減少が見込まれることから、使用料の見直しを検討します。

一般会計からの出資金及び基準外繰入金は、下水道事業を安定的に継続していくうえで必要となる財源となります。下水道使用料収入とのバランスをみながら金額を検討し、適正化を図ります。

企業債は、長期にわたり利用される施設整備の財源として、世代間の受益と負担の均衡に配慮しつつ、将来の人口減少や高齢化を踏まえ、更新需要の平準化や補助制度の活用等により将来負担の抑制を基本とした上で、資金不足が生じる場合は、将来の収支の見通しに照らして返済負担が過度とならない範囲で、企業債を発行します。

施策2 下水道施設（汚水）の計画的な改築と適正な維持管理

①計画的な改築

「東根市下水道ストックマネジメント計画」に基づき長期的な視点に立ち、下水道施設全体の今後の老朽化の状況を考慮し、リスク評価等により優先順位付けを行ったうえで効率的な改築等を行います。

②維持管理の適正化

維持管理費の抑制を意識しながら、民間活力等を継続的に活用し、効率的な維持管理を行っていきます。併せて、国が推進し国交付金の交付要件となっている官民連携方式（ウォーターPPP）導入に取り組み、性能発注を基本とした長期契約の下で維持管理と更新（改築等）を一体的にマネジメントする手法を検討します。

施策3 下水道施設（雨水）の計画的な整備と適正な維持管理

①計画的な浸水対策の実施

内水による浸水の軽減・解消を図るため、事業計画に位置づけた白水仙右岸第二幹線及び村山野川左岸第一幹線の整備を引き続き実施します。

②維持管理の適正化

既存の雨水施設は、老朽化により排水機能が低下すると道路冠水等の内水氾濫を招き、浸水被害を通じて住民の財産に影響を及ぼすおそれがあるため、適切に維持管理します。また、ストックマネジメントに基づき点検・調査で劣化状況を把握し、計画的な補修・修繕を行うことで、長寿命化を図ります。

施策4 災害時等における危機管理の強化

①リスク管理対策

災害時における市民生活への影響を最小限に抑えるため、応援体制・役割分担を明確化し、国・県・庁内関係部局や協力企業等と連携して応

急対策及び早期復旧を実施するとともに、維持管理業者等を含めた訓練・教育を定期的に行い、実効性の確保に努めます。

②重要な管路の耐震化

東根市上下水道耐震化計画に基づき、避難所・医療機関等の重要施設に接続する汚水管路について、計画的に耐震化を進めます。併せて、改築を直ちに予定していない管路もストックマネジメント計画に基づく点検を継続し、異常時は調査のうえ緊急度に応じて補修・更新を行います。

③雨水浸水リスク情報の整備・周知

雨水浸水想定区域図の設定結果を踏まえ、内水ハザードマップ等の更新・公表及び観測情報を含む多様な手法による情報発信を行い、住民の避難行動や自主的な浸水対策を促進します。

第5章. 投資・財政計画

§ 1. 有収水量予測

過年度の実績や人口予測を基に将来の有収水量を算定します。

1. 行政区域内人口

本計画における行政区域内人口は令和6年度の実績値に対して、国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）の指数ベースの減少率を乗じて算出します。

表 5-1 行政区域内人口の計画値

	令和7年度	令和12年度	令和17年度
人口(人)	47,098	46,250	45,352

2. 処理区域内人口

本計画の公共下水道の処理区域内人口は、下記の考え方で設定します。

処理区域内人口の割合（普及率）は、事業計画における目標普及率93.7%から約0.2%/年増としますが、行政区域内人口が減少するため、処理区域内人口も減少する見込です。

表 5-2 処理区域内人口の計画値

	令和7年度	令和12年度	令和17年度
公共下水道(人)	43,723	43,337	42,891

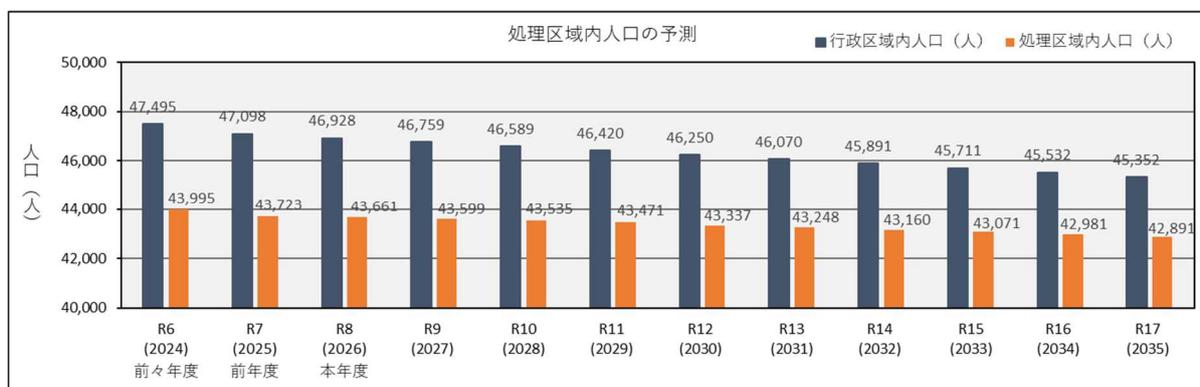


図 5-1 行政区域内人口と処理区域内人口の推移

3. 水洗化人口

事業計画における目標普及率 93.7%を考慮し、水洗化率を 0.12%/年の増加とします。

4. 有収水量

有収水量は下記の考え方で設定します。

- ・ 有収水量：一人当たり水量実績平均×水洗化人口

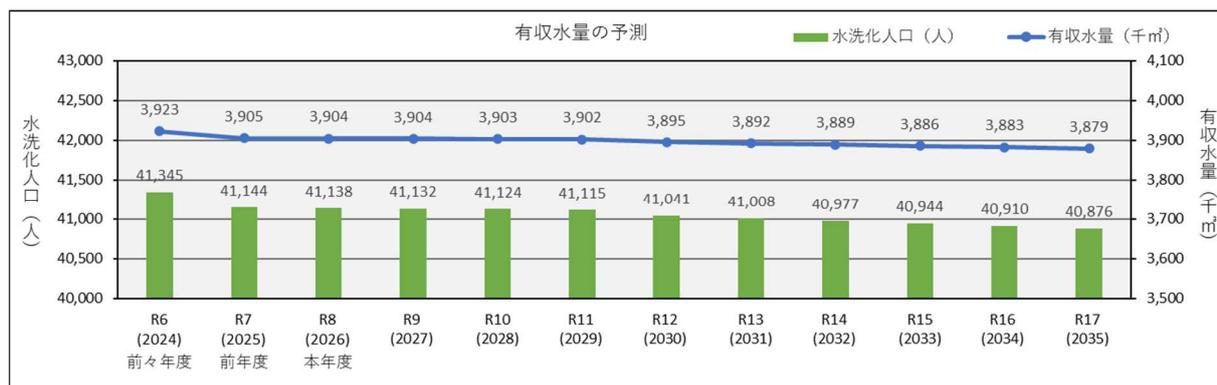


図 5-2 水洗化人口と有収水量の推計

§ 2. 整備計画の整理

本項では、投資・財政計画に見込むべき今後実施予定の整備計画について整理します。

1. 新規整備費

1) . 公共下水道（汚水分）

事業計画区域内における未整備地区の未普及解消のための汚水整備費を見込んでいます。

2) . 公共下水道（雨水分）

事業計画区域内における浸水対策のための雨水整備を見込んでいます。

2. 管きよ改築事業費

建設年度（昭和 51 年度）から 49 年、供用開始（昭和 62 年）から 38 年が経過しており、標準耐用年数 50 年に近づいているため、これから管路施設の老朽化が顕在化してくることが想定されます。このため、日常の巡視や清掃に加えて、テレビカメラ調査等の点検・調査により管路の健全度を把握し、その結果に応じて補修・更生・更新を予防保全として計画的に実施することで、突発的な事故の未然防止とサービス水準の維持を図ります。

こうした考え方にに基づき、令和 7 年度にストックマネジメント計画を改定し、リスク評価により優先順位を明確化した上で適切な時期に対策を講じることで、更新投資の平準化とライフサイクルコストの縮減を図り、持続可能な下水道サービスの提供を確保します。

§ 3. 収益的支出予測

収支計画に見込む将来値を設定します。将来値は近年の実績や令和7年度予算値等を基に設定します。

1. 維持管理費及び人件費等

維持管理費、人件費、事務費等の費用については、過年度の実績に対し物価上昇を考慮します。

- ・維持管理費等 物価上昇（+1%/年）を見込む
- ・職員人件費等 職員給与の上昇（+1%/年）を見込む
- ・修繕費 物価上昇（+2%/年）を見込む
- ・委託費 物価上昇（+1%/年）を見込む

2. 減価償却費

既設分と新規分を合わせた額を見込んでいます。既設分は令和6年度末までの実績による償却予定を計上しております。新規分は、取得した資産に地方公営企業法施行規則に基づく償却期間の償却率を乗じて算出しています。

§ 4. 収益的収入予測

1. 使用料収入

使用料収入は、下記の考え方で設定します。

- ・使用料単価：173.19 円/m³（税込）×有収水量

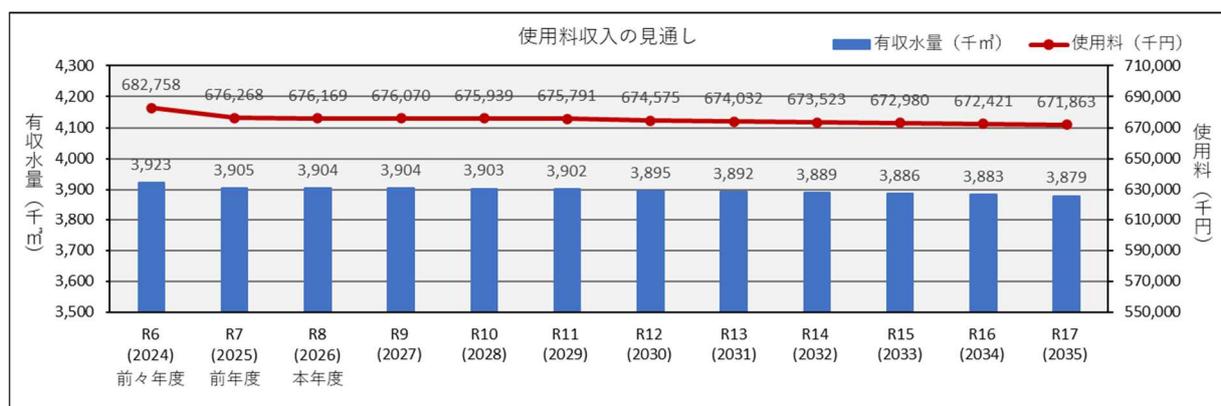


図 5-3 使用料収入の推計

2. その他財源の考え方

1) . 収益的収入について

現行で活用が見込まれる国庫補助金のほか、総務省繰出基準に基づく基準内繰入（緊急整備、流域など）を計上しています。

3. 損益及び資金残高の見通し

計画期間における損益及び資金残高の見通しを図5-4に示します。

現行の使用料体系では、資金残高は増加傾向にあります。損益は減少する見込みとなっています。

但し、資金残高は国庫補助金の内示率及び今後の更新需要や経費の高騰によって減少が懸念されることや損益が減少傾向であることから、使用者への負担を考慮しながら、使用料の見直しを検討します。

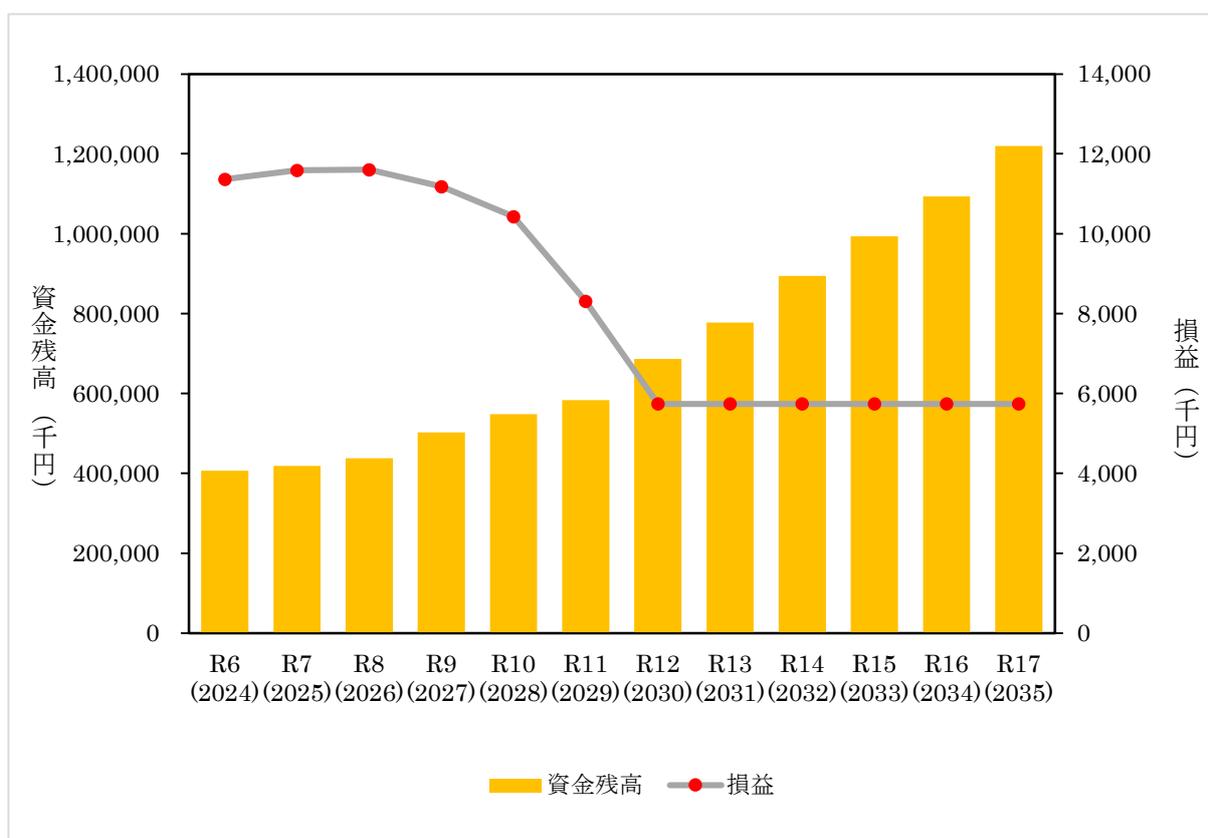


図 5-4 損益及び資金残高の推移

§ 5. 資本的支出予測

1. 建設改良費

本計画における建設事業費を計上します。

2. 企業債元金償還金

本計画の企業債元金償還金は既往分の企業債と将来借り入れ分の企業債に対して発生する元金償還金を計上します。

既往分：起債償還表により確認

将来分：下記のとおりとします。

- 金利は地方公共団体金融機構の「固定金利・機構特別利率・半年賦元利均等」の令和7年7月29日適用を採用し、今後の上昇を加味し金利を0.5%上乘せします。参照している金利は月ごとに見直されるため、経営戦略の改定時には最新の利率を用いて再算定します。

・管きよ等	償還年数 30年	据置 5年	2.4%	+上乘 0.5%	⇒ 2.9%
・機械装置	償還年数 15年	据置なし	1.5%	+上乘 0.5%	⇒ 2.0%

§ 6. 資本的収入予測

1. 企業債

建設改良費については、現行の国庫補助の活用を見込むほか、企業債の発行を予定していますが、依存抑制策としてほかの財源も充てる予定です。

§ 2 整備計画の整理で示した建設事業費に対して、以下の比率で建設財源を設定し、企業債分を計上します。ただし、事業ごとに個別に比率を調整している建設改良費については、投資財政計画（様式第2号）に詳細をまとめています。

表 5-3 建設財源比率

国庫補助金	50%
企業債	50%

2. 受益者負担金

汚水事業に関して計上します。

3. 他会計補助金

資本的収入への繰入金を計上します。併せて、企業債元金償還に係る財源として、総務省繰出基準に基づく基準内繰入（流域関連、緊急整備等）を計上するとともに、財政基盤強化の観点から一般会計からの出資を見込みます。

4. 国庫補助金

整備計画の整理で示した建設事業費に対して、表 5-3 の比率で建設財源を設定し、補助金分を計上します。

5. 補填財源について

資本的収支の不足に対しては、損益勘定留保資金等を充てることとします。

投資・財政計画（収益の収支）

東根市公共下水道事業 公共下水道事業

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)	令和8年度(2026年)	(2027年)	(2028年)	(2029年)	(2030年)	(2031年)	(2032年)	(2033年)	(2034年)	(2035年)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	753,140	747,609	753,749	767,187	797,612	807,294	814,088	841,543	852,382	870,010	872,804	873,015
	(1) 料 金 収 入	682,758	676,281	676,182	676,084	675,952	675,805	674,588	674,046	673,536	672,994	672,435	671,876
	下水道使用料	682,758	676,281	676,182	676,084	675,952	675,805	674,588	674,046	673,536	672,994	672,435	671,876
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	70,382	71,328	77,567	91,103	121,660	131,489	139,500	167,497	178,846	197,016	200,369	201,139
	2. 営 業 外 収 益	661,287	668,460	674,759	669,306	641,512	616,059	606,095	584,744	548,535	534,089	518,248	509,074
	(1) 補 助 金	194,687	194,345	198,545	199,266	175,831	153,684	147,466	133,968	122,574	115,579	109,738	109,908
	他会計補助金	194,687	194,345	193,545	179,266	170,831	153,684	147,466	133,968	122,574	115,579	109,738	109,908
	その他補助金	0	0	5,000	20,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	466,549	474,087	476,186	470,012	465,653	462,347	458,601	450,748	425,933	418,482	408,482	399,138
(3) そ の 他	51	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	
収 入 の 計 (C)	1,414,427	1,416,069	1,428,508	1,436,493	1,439,124	1,423,353	1,420,183	1,426,287	1,400,917	1,404,099	1,391,052	1,382,089	
収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,297,461	1,303,444	1,315,038	1,322,013	1,317,294	1,305,898	1,308,111	1,303,687	1,277,968	1,276,926	1,267,843	1,264,163
	(1) 職 員 給 与 費	53,936	54,475	55,020	55,570	56,126	56,688	57,255	57,828	58,407	58,991	59,581	60,177
	基本給	29,270	29,563	29,859	30,158	30,460	30,765	31,073	31,384	31,698	32,015	32,333	32,658
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	24,666	24,912	25,161	25,412	25,666	25,923	26,182	26,444	26,709	26,976	27,246	27,519
	(2) 経 費	414,656	411,961	417,370	427,630	419,721	411,826	418,162	414,258	415,495	416,746	418,012	424,729
	動力費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修繕費	8,256	8,421	8,589	8,761	8,936	9,115	9,297	9,483	9,673	9,866	10,063	10,264
	材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流域下水道維持管理負担金	295,875	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
その他	110,525	103,540	108,781	118,869	110,785	102,711	108,865	104,775	105,822	106,880	107,949	114,465	
(3) 減 価 償 却 費	828,869	837,008	842,648	838,813	841,447	837,384	832,694	831,601	804,066	801,189	790,250	779,257	
(4) 資 産 減 耗 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 営 業 外 費 用	105,450	101,039	101,884	103,299	111,403	109,141	106,329	116,857	117,206	121,430	117,466	112,183	
(1) 支 払 利 息	103,838	100,494	100,864	100,936	110,403	108,596	105,784	116,312	116,661	120,885	116,921	111,638	
(2) そ の 他	1,612	545	1,000	2,363	1,000	545	545	545	545	545	545	545	
支 出 の 計 (D)	1,402,911	1,404,483	1,416,902	1,425,312	1,428,697	1,415,039	1,414,440	1,420,544	1,395,174	1,398,356	1,385,309	1,376,346	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	11,516	11,586	11,606	11,181	10,427	8,314	5,743	5,743	5,743	5,743	5,743	5,743	
特 別 利 益 (F)	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	222	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	11,365	11,586	11,606	11,181	10,427	8,314	5,743	5,743	5,743	5,743	5,743	5,743	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	50,127	61,713	73,320	84,501	94,928	103,242	108,986	114,729	120,472	126,215	131,959	137,702	
流 動 資 産 (J)	501,533	513,631	532,590	597,500	642,796	677,988	781,117	872,352	988,843	1,088,180	1,188,128	1,314,161	
	うち 未 収 金	104,320	104,320	104,320	104,320	104,320	104,320	104,320	104,320	104,320	104,320	104,320	
	うち 建設改良費分	669,577	664,985	648,769	638,318	628,475	606,555	591,193	573,675	569,474	551,164	533,819	
	うち 一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流 動 負 債 (K)	669,577	664,985	648,769	638,318	628,475	606,555	591,193	573,675	569,474	551,164	533,819	525,180	
	うち 建設改良費分	507,771	503,179	486,963	476,512	466,669	444,749	429,387	411,869	407,668	389,358	372,013	
	うち 未払金	154,737	154,737	154,737	154,737	154,737	154,737	154,737	154,737	154,737	154,737	154,737	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	753,140	747,609	753,749	767,187	797,612	807,294	814,088	841,543	852,382	870,010	872,804	873,015	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 消 可 能 資 金 不 足 の 額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 事 業 の 規 則 (P)	753,140	747,609	753,749	767,187	797,612	807,294	814,088	841,543	852,382	870,010	872,804	873,015	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

投資・財政計画（資本的収支）

東根市公共下水道事業 公共下水道事業

（単位：千円）

年 度		前々年度 （決算）	前年度 〔決算 見込〕	本年度 令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	令和12年度 （2030年度）	令和13年度 （2031年度）	令和14年度 （2032年度）	令和15年度 （2033年度）	令和16年度 （2034年度）	令和17年度 （2035年度）	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	210,800	289,500	265,700	575,100	179,100	137,600	584,400	228,800	353,700	76,500	18,700	18,700	
	うち 資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
	3. 他 会 計 補 助 金	83,304	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 負 担 金	29,095	20,948	21,975	21,648	21,311	18,685	16,438	14,585	13,562	12,825	12,155	11,533	
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国（都道府県）補助金	126,740	161,700	117,000	251,000	79,500	73,550	255,000	113,500	175,000	38,500	22,050	10,000	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金	25,309	7,200	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603	
	9. そ の 他													
計 (A)	575,248	579,348	506,278	949,351	381,514	331,438	957,441	458,488	643,865	229,428	154,508	141,836		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
純 計 (A)-(B) (C)	575,248	579,348	506,278	949,351	381,514	331,438	957,441	458,488	643,865	229,428	154,508	141,836		
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	441,406	458,400	384,372	827,781	260,278	224,837	841,036	343,939	530,303	116,667	54,404	30,303	
	うち 職員給与費	26,856	27,125	27,396	27,670	27,947	28,226	28,508	28,793	29,081	29,372	29,666	29,963	
	2. 企 業 債 償 還 金	509,215	507,771	503,179	486,963	476,512	466,669	444,749	429,387	411,869	407,668	389,358	372,013	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他														
計 (D)	950,621	966,171	887,551	1,314,744	736,790	691,506	1,285,785	773,326	942,172	524,335	443,762	402,316		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	375,373	386,823	381,273	365,393	355,276	360,068	328,344	314,838	298,307	294,907	289,254	260,480		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	311,206	364,875	361,600	317,588	343,465	350,725	279,300	297,978	270,029	291,783	290,260	262,552	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他	64,167	21,948	19,673	47,805	11,811	9,343	49,044	16,860	28,278	3,124	△ 1,006	△ 2,072	
計 (F)	375,373	386,823	381,273	365,393	355,276	360,068	328,344	314,838	298,307	294,907	289,254	260,480		
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 償 還 残 高 (H)	7,831,703	7,613,432	7,375,953	7,464,090	7,166,678	6,837,609	6,977,260	6,776,673	6,718,504	6,387,336	6,016,678	5,663,365		

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		前々年度 （決算）	前年度 〔決算 見込〕	本年度 令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	令和12年度 （2030年度）	令和13年度 （2031年度）	令和14年度 （2032年度）	令和15年度 （2033年度）	令和16年度 （2034年度）	令和17年度 （2035年度）
収 益 的 収 支 分		264,557	265,413	270,852	270,109	292,231	284,913	286,706	301,205	301,160	312,335	309,847	310,787
	うち 基準内繰入金	258,557	259,413	264,852	264,109	286,231	278,913	280,706	295,205	295,160	306,335	303,847	304,787
	うち 基準外繰入金	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
資 本 的 収 支 分		212,399	120,948	121,975	121,648	121,311	118,685	116,438	114,585	113,562	112,825	112,155	111,533
	うち 基準内繰入金	29,095	20,948	21,975	21,648	21,311	18,685	16,438	14,585	13,562	12,825	12,155	11,533
	うち 基準外繰入金	183,304	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
合 計	476,956	386,361	392,827	391,757	413,542	403,598	403,144	415,790	414,722	425,160	422,002	422,320	

第6章. 効率化・経営健全化手法の整理

下水道事業における効率化・経営健全化のために、今後検討すべき取り組みについて整理します。

§ 1. 投資に関する取り組み

1. 広域化・共同化・最適化

本市は、流域関連公共下水道で事業を進めているため、広域化・共同化・最適化については、山形県が進める最上川流域下水道（村山処理区）の実施方針に準拠していきます。

2. 投資の平準化

「東根市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に予防保全を行います。管路施設のリスクや優先順位を設定し、計画的に修繕・改築を実施していくことによって投資の平準化を図ります。

§ 2. 財源確保に関する取り組み

1. 使用料見直しに関する事項

現時点では収支の均衡が図られていますが、使用料収入は、令和8年度以降は減少が見込まれ、維持管理経費の高騰により収益的支出が賄えなくなるおそれがあることから、使用者への負担も考慮しながら使用料の見直しを検討します。

§ 3. 投資以外の経費節減等に関する取り組み

1. 官民連携

管きょ施設の計画的な維持管理による費用の効率化を図ります。また、民間の人材や技術活用による効率化・省コスト化を図るため、新たな官民連携方式である「ウォーターPPP」の導入に取り組みます。

2. 職員給与費に関する事項

「東根市職員等の給与に関する条例」の規定に準じ、支給される額を計上します。組織再編等により、業務内容が変更される場合は、事業継続に適正な人員配置となるように配慮していきます。

3. 動力費に関する事項

マンホールポンプ施設等の施設更新時には、省電力設備の導入検討、運転操作方法による動力費の削減検討を行います。

4. 修繕費に関する事項

下水道施設の適正な維持管理に努め、施設の長寿命化と修繕費の平準化に取り組めます。

5. 委託費に関する事項

管きよの計画的な調査・点検の実施により、施設の最適な維持管理体制を構築し、費用の軽減を図ります。

第7章. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和6年4月1日付け国水下事第51号)に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

【経費回収率向上の取組】

- ・人口減少等に伴う職員体制の変化により、職員一人当たりの業務負担の増加が見込まれることから、PPP/PFI等の官民連携手法の導入に取り組み、民間活力の活用による業務の効率化と経費削減を推進します。

【水洗化率向上の取組】

- ・下水道未接続世帯に対し、広報媒体の活用や説明会の開催等により、下水道接続の必要性及び効果(生活環境の改善、衛生面の向上等)を継続的に周知し、公共下水道への接続促進を図ります。
- ・「東根市排水設備工事融資あっ旋制度」及び「東根市公共下水道利用促進浄化槽撤去費補助金」等の経済的支援策について、引き続き周知と活用促進を図ります。加えて、未接続世帯に対する啓発活動と組み合わせ、水洗化率の着実な向上を目指します。

表 7-1 業績目標値

指標	令和2年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (中間目標値)	令和17年度 (目標値)
経費回収率	99.9%	100.1%	100.0%	100.0%
水洗化率	93.5%	94.0%	94.7%	95.3%

第8章. 事後検証・改定等の検討

概ね5年を目途に計画を見直しますが、毎年度、進捗管理を実施するとともに、PDCAサイクルにより検証し、その結果、計画と実績に大きな差が生じた場合においても計画を見直します。

「東根市下水道事業経営戦略」は東根市公式ホームページで公表します。

1. 経営戦略の見直し

「東根市下水道事業経営戦略」は令和17年度を計画の目標とし、令和8年度から10年間の計画としています。

なお、概ね5年に1度の頻度で、定期的に検証・見直しを行います。

2. 経営戦略の進捗管理

毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないかを検証します。また、計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、計画改定時に反映させます。

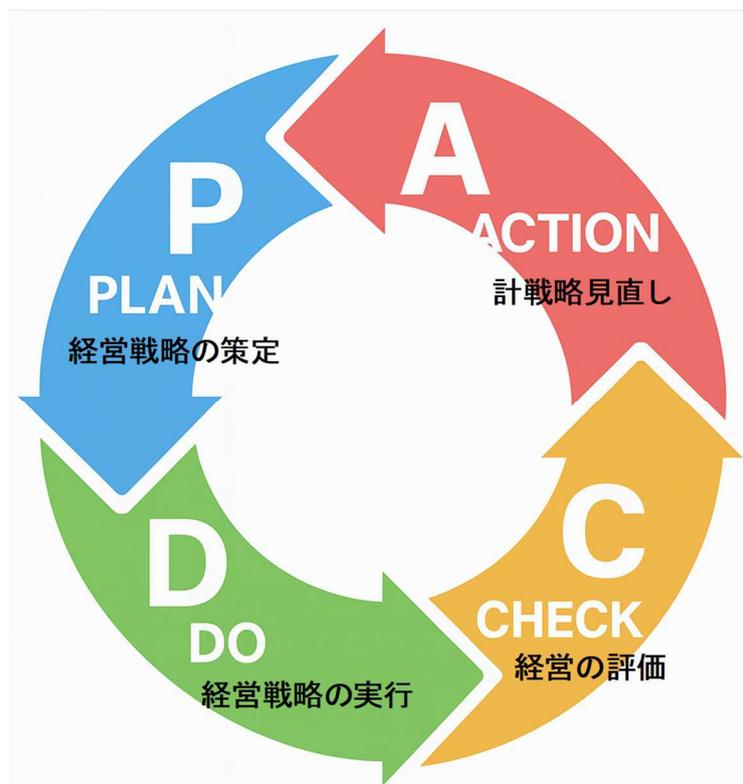


図 8-1 PDCAサイクルイメージ

【用語集】（１）

	用語	掲載頁	用語解説
ウ	雨水管理総合計画	28	下水道による浸水対策を実施する上で、当面・中期・長期にわたる、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めるもので、下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的とするものです。雨水管理方針マップと雨水管理総合計画に分類されます。
	雨水出水浸水想定区域	27	想定最大規模の降雨があった場合に、下水道や排水施設だけでは雨水を処理しきれず、浸水が想定される区域のことです。内水による浸水リスクを示し、浸水対策や避難判断の基礎となります。
	ウォーター PPP	29、47、58、60	上下水道事業を将来にわたり維持するために、民間の技術やノウハウを活用して、管理と更新を一体的に進める官民連携方式です。民間の技術やノウハウを活かしながら、公共サービスの質や効率の向上を図ります。
オ	汚水処理原価	9、39、40	有収水量 1m ³ あたりの汚水処理に要した費用で、汚水維持管理費（管きよ費等）と汚水資本費（汚水に係る企業債等利息及び企業債償還金）の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。 ・汚水処理費（公費負担分除く）／年間有収水量で算出されます。
	汚水私費の原則	46	下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則となっています。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担が可能となっています。
カ	改築	1、25、29、30、39、43、44、45、46、47、48、51、58	対象施設の全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うことです。
	管きよ	9、19、23、25、26、29、30、34、44、45、51、54、58、59	下水を収集し、排除するための施設で、汚水管きよ、雨水管きよ、合流管きよ、遮集管きよの総称です。
	管きよ改善率	45	当該年度に更新した管きよ延長の割合を表すもので、更新のペースや状況を表す指標です。
	管きよ老朽化率	44	法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合を表す指標です。
	幹線	1、3、8、27、28、32、47	下水排除施設の骨格をなす管路のことです。一般的には下水道法施行規則第3条第1項に規定する主要な管きよを指します。
キ	供用開始	1、3、15、29、32、42、44、45、46、51	下水道事業が開始となることです。具体的には、下水道が整備され下水が終末処理場で処理が可能になえい、市民の方が下水道を利用開始となることを指します。

【用語集】（２）

	用語	掲載頁	用語解説
キ	企業債	1、15、20、 21、37、38、 43、47、54、 55	下水道施設の建設や更新等のために、地方公営企業が借り入れる長期の借入金のことです。
	企業債残高対事業規模比率	38	料金収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。
	基準外繰入金	46	公共下水道事業の運営に必要な経費のうち、総務省が示す基準に基づいて一般会計から繰り入れられる繰入金を「基準内繰入」、それ以外の繰入金を「基準外繰入」といいます。
ケ	経常収支比率	9、35	当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理や支払い利息等の費用を賄えているかを表す指標です。
	経費回収率	9、39、60	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標です。
	使用料	1、9、15、16、 17、35、36、 37、38、39、 42、46、52、 53、58	下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものです。
	使用料単価	9、15、16、 17、39、52	1m ³ あたりの使用料収入を表した指標です。
	下水道処理区域内人口	9、10、11、 12、49	下水道が整備され、下水道が利用できる人口をいいます。
	下水道処理人口普及率	10、25、49	下水道の整備状況を示す指標として用いられ、行政人口に対する、下水道処理人口の割合で試算されます。
	下水道整備率	9、13、14	下水道計画区域に対する、整備面積の割合で、下水道整備の進捗を表す指標です。
	減価償却費	15、52	固定資産の減価を費用として毎年計上する処理を減価償却といい、この処理によって、各年度の費用とされた固定資産の減価額のことをいいます。 減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を計上することができます。
	建設改良費	37、38、43、 54、55	固定資産の取得やその価値の増加のために必要となる経費で、資本的支出として計上されます。
コ	広域化・共同化	58	「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設、「広域化・共同化」の計画に基づき実施する施設の整備、事務手続きの一部を共同して管理・執行する場合等を指します。

【用語集】（3）

	用語	掲載頁	用語解説
コ	公共下水道	1、2、3、4、8、 9、15、22、 23、34、46、 49、51、58、 60	主として市街地における下水を排除し、処理する下水道で、終末処理場を有する事業をいいます。また、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資することを目的としています。
	公共用水域	3、46	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、およびこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路を指します。
	更新	1、2、25、29、 30、38、43、 44、45、47、 48、51、53、 59	老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、標準的な耐用年数に達した対象施設について再建設あるいは取り替えを行うことをいいます。
シ	施設利用率	41	下水道施設がどれだけ効率的に使われているかを示す指標です。
	事業計画	2、3、4、5、6、 7、13、27、 46、47、49、 50、51	全体計画に定められた計画を実施するための年次ごとに定められた計画をいいます。事業計画期間に財政、執行能力などの点で実現可能な計画を策定するものです。
	資本的収支 (収入・支出)	55	新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出のことをいいます。収入については受益者負担金や国庫補助金等、支出については建設改良費や企業債償還金等があります。
	収支均衡	1	収益的収支において支出と収入の均衡を図ることを指します。
	修繕	2、23、29、 30、33、40、 44、45、47、 52、58、59	施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替え等により修復することをいいます。
	受益者負担金	55	公共事業の実施により利益を受ける者に対し、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担する負担金です。
	従量使用料制	15	下水道使用料が使用水量にかかわらず一律である「基本使用料」と使用水量に応じて、支払額が変動する「従量料金」のから構成される料金制度のことです。
	浸水	3、27、28、 34、47、48、 51	大雨等の水災により、家屋などが水に浸かっている状態をいいます。特に、床上浸水は床上(日常生活で使用されている部屋の床板面)まで浸る浸水をいい、床上浸水に至らない程度に家屋等など浸水することを床下浸水といいます。
ス	水洗化人口	9、11、12、50	下水道処理区域の中で、下水道本管に接続している人口を指します。
	水洗化率	1、9、11、42、 46、50、60	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【用語集】（４）

用語		掲載頁	用語解説
ス	ストックマネジメント	2、29、30、31、32、36、43、44、45、47、48、51、58	ストックマネジメント(手法)とは、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することといいます。
セ	全体計画	3、4、5、6、7	下水道における基本計画でその地域の下水道のあり方を示すものです。概ね20年先の将来を想定して策定されます。
タ	耐用年数	29、43、44、45、51	減価償却資産において、利用に耐えられる年数のことです。地方公営企業法施行規則では各種の減価償却資産を分類して耐用年数を定めており、その耐用年数に従って減価償却をします。
	他会計繰入金	18	地方公営企業の収入のうち、地方公共団体の一般会計から繰り入れられる資金をいいます。
チ	地方公営企業	52	地方公共団体が経営する企業のことをいいます。上下水道、ガス、鉄道、病院等の事業があります。
	長寿命化	33、43、47、59	施設の点検・調査結果に基づき、施設の長期利用を目的として、予防・保全的な管理を行うとともに、計画的な改築や修繕を行うことといいます。
	超過使用水量	15	「基本水量×1か月の日数」に相当する水量を超えて使用した時の超えた分の水量を超過水量といいます。
ト	都市計画マスタープラン	2	1992年(平成4年)の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)のことをいいます。
ナ	内水ハザードマップ	27、48	雨水管きょから溢水した場合に備えて、地域の住民の方々がすばやく安全な場所に避難できることを目的に、被害が想定される区域と被害の程度、さらに避難場所などの情報を地図上に明示したものをいいます。
ヒ	PDCA サイクル	1、30、61	Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Action(改善)の4段階のサイクルのことで最後のActionを次のPDCAにつなげ、1周ごとにサイクルを向上させ、継続的に業務改善を行う手法のことです。
ホ	補填財源	55	公営企業では収益的収支と資本的収支の予算に区分されます。資本的収支予算は、建設改良費、企業債の償還が主な支出で、支出が収入を上回ることが多くみられます。このとき予算の執行段階で資金の不足がないように、裏付ける財源を補填財源といいます。補填財源の種類は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、積立金等が挙げられます。
マ	マンホールカード	23、24	日本のマンホール蓋を国民に楽しく伝えるとともに下水道への理解・関心を深めるコミュニケーションツールとして、下水道広報プラットホーム(GKP)が無償で発行しているカードです。
	マンホールポンプ	9、23、34、59、	マンホール内に設置した水中ポンプ等により揚水して排除する施設をいいます。

【用語集】（５）

	用語	掲載頁	用語解説
ユ	有形固定資産 減価償却率	43	有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。
	有収水量 (水洗化水量)	9、12、40、 49、50、52	処理水量のうち、使用料を徴収している水量をいいます。
	有収率	9、12	処理水量のうち、使用料を徴収している有収水量の割合を示す指標です。
リ	流域下水道	3、4、8、9、 19、58	複数の市町村からの下水を受け、処理を行う下水道を指し、終末処理場と幹線管きよで構成されます。 事業主体は原則として都道府県となっています。
	流域下水道維持管理負担金	19	流域下水道の維持管理に要する経費について、流域下水道を管理する県に対し、関連する市町村が負担するものです。 最上川流域下水道(村山処理区)は東根市、天童市、村山市、河北町、尾花沢市・大石田町環境衛生事業組合の3市1町1事務組合で負担しています。
	流動比率	37	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。
ル	累積欠損金比率	36	営業収益に対する累積欠損金(営業活動による損失が前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年にわたって累積した欠損金)の状況を表す指標です。